

平成24年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成24年3月9日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	矢野 隆行	2番	梶山 幾世
3番	井狩 辰也	4番	市木 一郎
5番	高橋 繁夫	6番	奥村 治男
7番	中島 一雄	8番	丸山 敬二
9番	西本 俊吉	10番	坂口 哲哉
11番	立入三千男	12番	太田 健一
13番	野並 享子	14番	小菅 六雄
15番	田中 孝嗣	16番	三和 郁子
17番	鈴木 市朗	18番	内田 聡史
19番	田中 良隆	20番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	東郷 達雄	総務部長	竹内 睦夫
市民部長 (危機管理監)	中島 宗七	健康福祉部長	富田 久和
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
教育部長	新庄 敏雅	政策調整部次長	田中 利昭
総務部次長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	竹中 宏		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	岡野 勉	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

## 議事の経過

(再開)

○議長(田中良隆君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(田中良隆君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職の氏名は、昨日と同様に、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(田中良隆君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第15番、田中孝嗣君、第16番、三和郁子君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(田中良隆君) 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。順次発言を許します。

質問にあたりましては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第6号、第18番、内田聡史君。

○18番(内田聡史君) 皆さん、おはようございます。18番、内田聡史です。

ワーク・ライフ・バランスについてお伺いいたします。近年、ワーク・ライフ・バランスという言葉が耳にすることが多くなってきました。これは直訳すると、仕事と生活の調和であり、男女がともに人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己

啓発等、様々な活動をみずからの希望に沿って展開できる社会の実現を目指そうとするものであると、内閣府に設置されている男女共同参画局の専門調査会で定義づけられています。今後、本格的な少子高齢化社会、人口減少時代を迎え、活力を持った社会を維持していくためには、個人が様々な可能性をみずから選択でき、その能力を最大限に発揮できる環境整備が必要とされています。このことは単に仕事以外の生活の充実を目指すものではなく、生活全体のバランスをよくすることで仕事の充実を図ろうとするものであります。

そのような中、2005年4月には次世代育成支援対策推進法が施行され、事業主は従業員の両立支援策など、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされました。厚生労働省の推計によれば、労働人口は2002年の6,689万人から2015年には6,600万人、2025年には6,300万人と減少するとしています。そのうち、59歳以下に限定すると、2002年の5,761万人から2015年の5,320万人と急激に減少するとされています。こうした現状に対処するためには、出産・育児のしやすい環境づくりを推進するとともに、すべての人がみずから希望するバランスで仕事ができる環境づくり、これまで労働市場に入ってこなかった人に労働力となってもらうことにより、高齢者や出産後の女性、新しい就労感と価値観を持った若者に労働の場が拡大されると考えます。

また、諸外国に比べると、日本における女性の30歳代の労働力率は大きく低下しています。これは女性が働き続けることが難しいことを示しているとともに、仕事をする女性が出産を控える要因にもなっています。女性が働きやすい環境を整えることがワーク・ライフ・バランスの主要課題の1つであり、少子化や労働人口の減少という問題解決の一助につながるものであります。

さらに、このワーク・ライフ・バランスは性別、年齢、子どもの有無といった属性に限定されることなく、すべての人を対象としたものであり、内容も出産・育児に限らず、介護や働き方の見直し、柔軟な勤務形態の促進へと広がり、支援時期も出産・育児のみならずライフステージ全般へと拡大しつつあります。

2007年12月、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において決定された仕事と生活の調和憲章では、企業と働く者、国民、国、地方公共団体のそれぞれの役割が明記され、この中で地方公共団体の役割として、仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体がみずからの創意工夫のもとに地域の実情に応じた展開を図ることとされています。また、仕事と生活の調和推進の

ための行動指針では、具体的な地方公共団体の取り組みとして、地方の実情に即した住民の理解や合意形成の推進、育児や介護等を行う家族を支える社会基盤の形成や、仕事と生活の調和実現をしている企業を社会的に評価すること等が挙げられています。仕事と生活の調和した社会の実現のためには、住民に身近な地方公共団体の取り組みが極めて重要であると専門調査会はしております。

以上のことを踏まえて、まず最初にお伺いいたしますのは、本市のワーク・ライフ・バランスについての考え方を伺いさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 皆さん、おはようございます。

内田議員の、本市のワーク・ライフ・バランスについての考え方についてお答えを申し上げます。

男女がそれぞれ自立し、家庭、社会に参加参画でき、ゆとりをもって人間的に生きることが出来るワーク・ライフ・バランスを進めることは重要であると考えております。男性も女性も子育てや介護をしながら働き続けることができる職場環境づくり、かつ、めり張りをつけて業務に向かうことで心身ともに健康な生活を送ることができ、また、それが生産性の向上につながることとなります。今後さらに、育児、介護休暇制度の普及を図るとともに、労働時間の短縮、家庭との両立を可能にする就労形態の普及を促進することが必要であり、市役所はもとより市内企業、事業者等に対しても啓発していくことが必要というふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 今、お答えいただきましたように、市役所を初めとする、この野洲市の企業内でも、ワーク・ライフ・バランスの考え、重要性はしっかりと認識していただいているようですが、まず最初に市役所の職場環境のことについて伺います。今答弁していただいたワーク・ライフ・バランスの考え方が、それでは具体的に本市の職場環境の中にどのように反映をされているのか、伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 本市の具体的な取り組みでございますが、育児休暇、介護休暇の普及促進、何名かこうした形で取得をしております。また、時間外勤務の縮減などを実施しております。時間外勤務の縮減については、財政面からの動機が先行する形となりましたが、今後は業務そのものの見直しや意識改革なども努めていきたいというふうに考

えております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 今、取り組みの1つとして時間外勤務の縮減とおっしゃられましたが、具体的な成果、実績などがわかりましたらお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 21年度に集中改革プランを実施しました。21年度から比べますと、1人当たりの時間外勤務ですけれども、月平均で21年度が12.9時間、それが本年度12月までですけれども、9.8時間というふうに縮減をしております。

以上です。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） わかりました。ありがとうございます。

それでは、個別の案件に入っていきたいと思います。

ワーク・ライフ・バランスが世間の中で広がりを見せる中で、女性の産休、育休というのは十分に周知されておりますし、野洲市の職員さんの中でも100%、産休、育休をとられてると聞いております。

ここで、最近イクメンという言葉がはやっているのは御存じでしょうか。育児をするメンズということで、イクメンという言葉が最近出てきております。これは父親の育児参加のすばらしさを再認識してもらうなど、社会の価値観や仕組みを大きく変える流れが生まれてきている結果であります。厚生労働省もイクメンプロジェクトなるものをスタートさせております。

また、平成21年6月に改正され、一部を除き平成22年6月30日から施行された育児介護休業法により、男性の育児休暇がとりやすくなりました。これは勤労者世帯の過半数が共働き世帯となっている中、女性だけでなく男性も子育てができ、親子で過ごす時間を持つことの環境づくりが求められております。

男性が子育てや家事にかかわっておらず、その結果、女性に子育てや家事の負荷がかかり過ぎていることが女性の継続就業を困難にし、少子化の原因にもなっているという現状をとらまえてであります。ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識しておられる本市の男性職員の方の育児休暇の現状と見解をお伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 今年度まで、男性の育児休暇についての取得というのは実績

はございません。ただ、24年度、来年度において1名が取得の予定となっております。これを契機に、こうした取得される男性の方がふえていただけるといいというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 今まではなかったけれども、これから1人とられる可能性があるということで、ぜひその方には野洲市の職員さんの第1号となっていただきますよう、そういう職場環境、またその風潮などをつくっていただきたいと思います。

先日行ってまいりました研修で、福岡県北九州市の職員の方が研修の講師として見えられましたが、そういう男性のワーク・ライフ・バランスに取り組んでおられるということで、まず何が一番難しかったかと言いますと、まず第1号が出るか出ないかで、すごいそこが難しかったと。相談には来られますけど、なかなか踏み切ることができなかつたと。いざ1人が出ていくと、今までで5人ほどの方がとっておられるということで。

ぜひ、その方が本当に野洲市の第1号となっていただいて、そしてその方が上司になられたときに、部下が介護休暇をとられるときに、やはり自分がとってそういう体験をしてきたから、どんどんとっていくように推進できるような上司の方になっていただけるような職場環境づくりをお願いしたいと思います。

今1人とおっしゃられましたし、奨励していても、なかなか男性が長期の育児休暇を取得するのは難しいところがあると思います。やはり若い世代ですので、特に取得中の経済的な面、また所属する課内に迷惑をかけてしまうという気がね、取得後の人事評価などが気になり、なかなか踏み出せないパターンが多いそうであります。

ちょっと紹介させていただきますと、ある企業の意識調査なんですけれども、2008年度に行ったアンケートでは、男性の31.8%が育休を希望しているということです。そして2011年に行った新入社員の意識調査では、実に72.8%が育休を希望しているという結果も出ています。逆に、男性の産後の育休を希望する女性は88%であるという結果も出ております。男性が育児休暇を取得する効果としては、女性の信頼感を得られることができる、女性の大変さを実感して女性に優しくなる、女性の早期復職を助けることになるなどがあげられていますが、何よりも孤独な子育てを男性が助けることで、児童虐待、育児放棄の減少にもつながると考えております。

次に、平成21年6月に改正された育児介護休業法では、仕事と介護の両立支援で介護のための短期休暇制度の創設がなされました。これは家族の介護、看護のために離職・転

職している労働者が平成14年から5年間で50万人存在してるものであり、要介護者を日常的に介護する期間に年休、欠勤等で対応している労働者が多いことが現状であります。が、本市の介護休暇の現状についてお伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 介護休暇の取得でございますが、22年度に2名、23年度に2名が取得をしております。期間は1カ月までというふうな形になっております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 育児も介護休暇もそうですけども、高齢化が進む中において、ますます取得される方がふえると予想されますので、そして取得する権利が認められておりますので、気がねせずとれる雰囲気といいますか、風潮をつくっていただきたいと思っております。

今お聞きしたこの2点なんですけれども、育児、介護休暇の件ですけど、職員の方への周知はどういう時期に行っておられるのか。新人研修の中で、野洲市としては、妊娠・出産したら女性、男性にかかわらず、こういう休暇がとれるんですよという周知というのはいつの段階で行っておられるのか、お聞きします。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 特に、そうした周知というのはやっておりますけれども、人事のほうにそうした形でご相談に来られれば、そうした相談に乗り、こういう取得方法があるというふうなことはご相談に乗っているということでございます。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） できましたら、新人研修のときにでも、野洲市の職場はこういう取り組みをしているということも周知していただきたいと思っております。

次に、急激な少子化の流れを変えるために、次世代育成支援対策基本法では、地方公共団体が地域の行動計画を策定、公表するとともに、企業においても従業員数に応じて、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局にその旨を届けることが義務づけられています。これは平成20年に公布され、改正されていますが、行動計画の公表及び従業員への周知の義務化の部分と行動計画の届け出義務企業の拡大の部分で、これまで従業員100人以上300人以下の企業で努力義務だったのが、義務化されてきています。

本市にも多くの企業がありますが、本市の状況はどのようなものであるのか、お伺い

たします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 本市の企業の取り組みということであろうと思いますけれど、市内の企業におきましては、ワーク・ライフ・バランスの取り組みは、本市が把握している状況というのは非常に部分的となりますけれども、参考までに、平成22年7月に市内の10人以上の企業に実施をいたしました雇用実態調査の中で、調査項目の中で介護休暇制度の導入について質問をしております。この結果では、導入済みの企業が81%、あるいは介護休暇を導入している企業が75%。

また、指名願いの折に、これは市外も入るかもわかりませんが、男女共同参画の状況も聞いております。それぞれに家庭と仕事の両立を講じる措置を質問しておりますが、まず育児介護休暇制度を導入している企業が73%、また短時間勤務やフレックスタイム制度の導入、あるいは子ども介護のための普及化の措置、あるいは託児施設の措置運営、残業ゼロの推進等の活動をやっている企業等、さまざまな形で整備はされつつあるということでございます。しかしながら、まだまだ取得者となりますと十分でないということがうかがえまして、育児休業の取得者は女性では185人中3人、また男性では1,018人中取得なしという状況になっております。

それと、今ご質問のございました行動計画の関係でございますけれども、直接的には市のほうに届け出等をされておられませんので、実態としては把握しようがございませんけれども、県のホームページに、県の労働局に届け出をされた場合、県にもそういった届け出の内容の写しを提出して他の企業の参考になるような形で公開をしておられますが、ここに載っておりますのは、総じて今おっしゃいました企業規模からいきますと100人を切るような企業がほとんどでございます。ちなみに、登録されている、ここに公開されている企業は16社ということになっております。実態としてはもっとあるかと思っておりますけれども、正確な実態というのは確認の方法がございませんので、市としては把握をしております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 小さなところまでの実績というのは、なかなかつかみにくいと思います。

その中で、多くの企業がワーク・ライフ・バランスに取り組んでおられる、またこれから取り組もうとされている中で、企業への男性の育児休暇取得への優遇措置というのがあ

ると思います。おわかりになれば教えていただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 男性がとった場合にいろんな助成措置とかがあろうかと思いますが、どういう形でそれが実施をされておられるか、そこらまでは十分に把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） ちょっと参考に聞かせてもらいました。

これは県ですので、あれなんですけれども、滋賀県の男性の育児休業取得奨励金というのがあるそうなんです。企業における男性労働者の育児休業取得を促進するとともに男性の育児休業の取得に向けた気運情勢を図るため、男性労働者に育児休業を取得させた場合に当該事業者に対し奨励金を支給しますということで、従業員300人以下の会社では奨励金の額は1事業所当たり20万円いただけるということで、これは1回限りの話です。なかなか踏み切れないところには、こういったことをしっかりと周知していくのも大事なことだと思っております。

次に、先月、大津プリンスホテルで3日間の日程で行われました、ファザーリング・ジャパンinしがのフォーラムに参加してきました。そこではいろいろな分科会があったんですけど、そこで福岡県北九州市、またこれから積極的に取り組んでいこうとしている愛媛県新居浜市、そして大手民間企業の3社が子育て支援、男性の育児休暇への積極的な支援などを紹介されていました。特に、民間企業での取り組みの広さと深さは、自治体では到底まねができるものではないと感じました。

本市においても、これらの先進している民間企業の取り組み、また本市内の優れた取り組みを紹介するなど、周知、啓発を行っていく、先ほども申し上げました県のこういう奨励金があるということも含めまして、啓発をしっかりと行っていくべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 普及につきましては従来より進めておるところでございます。具体的には、毎年7月に実施をしております企業訪問の折には、県・国等の啓発のパンフレットもございますし、あるいは男女共同参画をテーマにした企業啓発の研修会、あるいは各フォーラムへの参加の呼びかけ、またワーク・ライフ・バランスをテーマとい

たしましたビデオの購入、貸し出し等を実施しております。できるだけ多様な働きをしながら、就労の環境が整備できるように企業の支援を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 先日行ってきましたファザーリング・ジャパンinしが、要はイクメンをこれからもっとつくっていこうというあれで。また後で議長から「結婚もしてへんのに、子どももいいひんのに、おまえ何の研修してきてるんや」と言われると思いませんけれども、男性の育児休暇取得と書いていたのでちょっと勉強しに行ってきました。

その中で、NPOのファザーリング・ジャパンという団体があるんですが、この「ただいまパパ育休中」とかこういうバッジ、こういうグッズをもっと啓発をしていきたいということで、またそういう団体とも積極的に連携をとっていただけたらいいと思います。女性の「妊娠しています」というマタニティバッジですか、あれと一緒にような感じで「ただいまパパ育休中」という、なかなか男性がつけるのは抵抗があるかもしれませんが。話によりますと、ここにつけてたら電車の中でもよく女性に声をかけられると。何でやと言うたら、そんなんあるんですねというような感じで声をかけられるということで。私がつけるにはちょっとまだ時間がかかるかもしれませんが、そのときにはつけられたらつけていきたいと思っております。

次に、昨年作成された第2次野洲市男女共同参画行動計画、その男女共同参画プランやすのワーク・ライフ・バランスの関連のところを見ますと、重要課題に固定的な性別役割分担意識とあります。これは時代とともに変わりつつあるんでしょうが、男の子らしさ、女の子らしさ、また男性はこうあるべき、女性はこうあるべき、男性は仕事、女性は家庭というような意識が根強く残っています。

野洲市男女共同参画に関する市民の意識調査のアンケートを見てみましても、その生活費を稼ぐという部分ですけれど、主として男性の役割、どちらかと言えば男性が担うべき役割と考える割合が83.2%。また、乳幼児の世話ということで見ると、どちらかと言えば女性、主として女性と考えておられる方が61.9%であり、まだまだどちらか一方の性が役割を担うという意識が強いことがこのアンケートから見てとれました。

このプランのワーク・ライフ・バランスの部分やほかの部分でもそうですけれども、野洲市役所の特定事業主行動計画、野洲市子育て支援計画を見ましても、この数値を目標にします、これくらいにしますといった具体的な数値が余り記載されておられません。しかしな

がら、県が作っています滋賀県特定事業主行動計画～子育てを支え合う職場を目指して～というのが作成されておりますが、こちらのほうを見ると、かなりの部分で今の現状をしっかりと認識し、平成何年にはこの数値まで持っていくということが示されております。

こういう計画に数値的目標を入れて、具体的数値目標が示されるほうがいいのかどうかわかりませんが、この数値的目標を入れられない理由というのがもしありましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 今おっしゃっていただきました、男女共同参画行動計画プランやすにつきましては、その部分についての数値目標等は入れておりません。ほかの審議会の委員を今のパーセントから40%にするだとか、そうしたことはあるんですけども。特にそうした部分は入れてないんですけども、今おっしゃっていただきました市の特定事業主等の行動計画、これについても現在入ってないんですけども、これが今見直しの最中ということで、できればこうした形で数値目標も入れられるものについては入れていきたい、当面、今の育児休暇、介護休暇、男性の取得というふうなことを推進していく中で、できれば入れていきたいというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） 数値目標を具体的にに入れていただいて、その目標が達成できるように前向きにやっていただきたいわけですが、行政のほうも議員のほうも、数字という部分に非常に敏感になっておりまして、そこだけにとらわれることにならないよう、やはり野洲市でそういう行動計画をしっかりと立てていただいたならば、野洲市で働きたいという学生の皆さんや新入社員の皆さんがおられると思います。その方に対して、野洲市の職場環境はこういう取り組みをしてすごい働きやすい環境にあるよ、また野洲市の企業はワーク・ライフ・バランスにしっかりと取り組んでおられて、野洲市の企業で働きたいと思っただけのような状況をつくり出していきたいと思っております。

県の支援計画等々を見ていきますと、気になったところがあるんですけど、県と比べてうちのほうに入っていないのをお伺いしたいんです。子育ての状況に応じた人事配置上の配慮が県では示されていますが、本市では入っておりません。次に作成される行動計画に入れられるのかどうか、お聞きしたいわけなんですけど。

これはなぜかと言いますと、私もあちこちいろんな勉強をしに行きまして夜遅く帰ってくることもありまして。そのときに、野洲駅に最終の電車で帰ってきたときに、ある職員

さんと、これは県のほうに出向といいますか、行ってはる若い職員さんと出会いました。最終ですので、1時ごろの電車で一緒やったわけなんですけれども。この方は1時に駅に帰ってこられて、家に帰られて、お風呂に入られてゆっくりして、7時半ぐらいの電車で県のほうへ向かわれるということなんですけれども、小さい子どもさんもおられると思います。帰ってきたら寝ている子どもの寝顔を見て、そして子どもが起きる前にお父さんのほうは仕事へ行っているというような状況というのは、よくドラマとかで見るとは、この人事配置上の配慮という部分に関してどうお考えか、お伺いします。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 現在、育児というふうな形での人事配慮というのはやっておりません。しかし、育児をされる3歳未満のお子様をお持ちの方についての時間外労働、そうしたことについては当然配慮すべきだというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） そういう申し出があった場合には、しっかりとそのあたり考えていただきたいと思っております。

最後に、厚生労働省の調査で、現在約3割の男性が育児休業を取得したいと希望している一方で、実際の取得率というのは1.38%にとどまっています。また、日本の男性が家事、育児をする時間は他の先進国と比べて極めて低い水準になっており、そのことが子どもを持つことや配偶者の就業継続に対して悪影響を及ぼしています。厚生労働省では、男性の育児休暇取得率を現状の1.38%から、2017年度には10%、2022年度には13%に上げることを目標に掲げておられます。本市の掲げられる目標が今現在おありであれば、お示しいただきたいと思えます。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 今おっしゃいましたように、厚生労働省の取得率が22年度では1.38ということで、21年度に比べて少し下がっているみたいなんですけれども、公務員の場合、従前ですと、1カ月の取得の場合、期末勤勉手当の減額等がされることがありました。この制度改正が行われるというようなことでございますので、短期の場合は影響がなくなると、徐々に条件が整っているのではないかとというふうに思われますので、今後、男性の育児休業が進むことを期待しておりますし、そうしたことを推進していきたいというふうに思っております。

○議長（田中良隆君） 内田議員。

○18番（内田聡史君） ありがとうございます。

先進国では、ワークバランスを積極的に取り組むことで、優秀な人材確保、また職員、労働者の方のモチベーションの向上により、生産性が向上し業績も上がるという企業メリットがあります。働く側にも十分メリットはあると考えております。野洲市役所、また野洲市内の企業は、ワーク・ライフ・バランスを積極的に取り組んでいる、しっかりと考えているまちであるということ、そしてこのまちに人が移り住んでくるような施策の展開をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第7号、第1番、矢野隆行君。

○1番（矢野隆行君） 皆さん、おはようございます。1番、矢野隆行でございます。3月の定例会におきまして、私は3点において質問させていただきますので、明快なお答えをお願い申し上げます。

まず初めに、ひとり暮らしの高齢者対策について質問させていただきます。ひとり暮らしの高齢者の増加の勢いは、高齢者人口全体の増加率を上回っていることから、高齢者人口に占める単身者の割合も高まっており、平成12年時点では、男性では8%、女性では17.9%にも達しております。ひとり暮らしの高齢者は、今後も増え続け、平成32年には全国で男性が176.1万人、また女性では360.5万人に達すると予測されております。

特に、女性のひとり暮らし高齢者の割合は伸びが鈍化しますが、男性のひとり暮らしの高齢者の割合はこれまでと同様のペースで伸びが予測されています。このため、単身者のうち男性の割合が平成12年度時点では24.5%から、平成32年には32.9%まで高まると今予測されております。

ひとり暮らしの男性高齢者の割合が高まる背景には、未婚率や離婚率の上昇、また配偶者との死別後でも子どもたちと同居しない方が増加の原因とされております。ひとり暮らしでも近くに子どもたちが住んでいる方も多くおられますが、近くにいる場合といない場合では、比較いたしますと、生活環境やまたライフスタイルが大きく異なることも考えられております。例えば、子どもたちが1時間以内に住んでいる方は、平成5年とまた平成10年と比べましても48.6%から43.6%と、実質減っております。近くに住んでいると、何かのときに安心感があるとの考え方があります。

また、ひとり暮らしの高齢者に対する日常生活の支援として、閉じこもりや社会との隔絶を防止する観点から、身近な支援を受けられる環境か否かを図る指数といたしまして、

近所づきあいがいない者の指数というのがございます。これで行きますと、平成14年度の資料では42%の方が近所づきあいがないとされております。

こんな状況の中、これは実例でございますけれども、市内におきまして、ひとり暮らしの高齢者が2日間も台所で倒れておられました。幸いにも、新聞配達の方が新聞受けの新聞を見まして、昨日の新聞がそのままであることに気づかれまして119番され、救急隊の方がすき間のあいていた窓から入られまして、本人を救出されました。この寒い中、2日間も倒れた状態で、本当に奇跡みたいに命に別状はありませんでしたけれども、今病院で療養中でございます。このようなことが2度とない安心・安全なまちづくりに、今、野洲市といたしましても早急な施策が必要と考えております。こういった点から、次の点を質問させていただきます。

1点目といたしまして、市内のひとり暮らしの高齢者状況はどのように把握されておられるのか、伺います。

また、2点目といたしまして、元気なひとり暮らしの高齢者がいつこのような状態になるか、不安を抱えて生活をされておられる方への対策についての見解を伺います。

3点目といたしまして、ひとり暮らしの高齢者に対して、地域との連携対策についての見解を伺います。

また、4番目といたしまして、先ほど事例を申しましたけれども、このようなことがひとり暮らしの高齢者にはいつ起きてもおかしくない状況でございますが、他にこういった事例があったのかどうか、伺わせていただきます。

次に、大きな2点目でございますけれども、新規就農総合支援事業、いわゆる青年就農給付金について伺わせていただきます。

現在、我が国の農業就業者の平均年齢が66.1歳、これは平成22年度の資料でございます。65歳以上の高齢者が6割を超えております。また、新規就農者数の減少から、後継者不足が大変深刻な事態であります。平成22年における39歳以下の若い就農者数は1万3,000人とどまりまして、そのうち定着するのは1万人程度という状況でございます。

こうした状況を受けまして、農水省では、平成24年度から、持続可能な力強い農業実現のために必要な毎年2万人の青年新規就農者の定着を目指しまして、新規就農総合支援事業を開始しようとしております。その柱となるのが青年就農給付金で、就農前後の経営の安定性を高めることで若い世代の就農意欲を高めまして、就農後の定着率を上げること

がねらいであります。

この青年就農給付金につきまして、1番目といたしましては、都道府県が認める都道府県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農者（就農予定時の年齢が原則45歳未満）に最長2年間年間150万円を給付する、こういった準備型が1つあります。2つ目といたしましては、45歳未満の独立自営就農者に対して、農業を始めてから経営が安定するまで、最長で5年間年間150万円を支給する、経営開始型が予定されております。この両事業が、車の両輪のように支援する仕組みとなっております。従来の支援策が無利子融資や農業器具購入への補助に限られていたのに対しまして、今回は農業収入に対します直接の給付に踏み切っているのがポイントになっていると思われま

す。特に経営開始型につきましては、市町村が集落や地域と話し合いながら、地域農業の将来の見通しや方向性を踏まえた上で作成する、人・農地プランに位置づけられることになっております。また、もしくは、こういった位置づけられることが確実であるという、不安要素が今ある状況でございます。こういった支給の要件となっております、市町村や関係機関の事前の準備が本当にこれは大変な重要課題となっております。

青年就農給付金に期待がかかる一方で、助成が受けられるからといった安易な考えや準備不足のままでは、この就農への助成は失敗を助長しかねませんので、本当に運用に当たっては厳格な対応が求められていると思います。それぞれの地域が、どう制度を活用し、力強い農業づくりを目指し、青年新規就農者の増加、定着できることが一番大事なことでないかと考えております。そこで、次の点を伺わせていただきます。

1つ目といたしましては、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）作成のメリットについての見解を伺います。

2つ目といたしましては、人・農地に関する施策の体系と活用できる支援策についての取り組みについての見解を伺います。

また、3つ目といたしましては、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）作成の進め方についての見解を伺います。

4つ目といたしましては、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の認定を受け、ひとり立ちするための支援についての本市のこれからの見解を伺います。

大きな3点目といたしまして質問させていただきます。小・中学生の留年について、伺わせていただきます。

今、話題になっております、成績不振の小・中学生を留年させることを打ち出しました

大阪市の橋下市長の教育改革が波紋を広げております。尾木ママの愛称で人気の教育評論家、尾木直樹法政大学教授が20日付の新聞紙上で提案した大阪の子どもの学力底上げ策に橋下氏が乗った格好だが、留年という言葉が本当にひとり歩きし、教育界は今大揺れの状況が話題になっております。

この尾木氏を直撃いたしますと、言い出しっぺだけに協力姿勢を示したが、他の橋下流教育に対しまして改革をばっさり切って捨てております。

発端は、この20日付の読売夕刊に登載されました「橋下維新を考える」という連載記事にあったわけでございます。この中で尾木氏は「小学校で九九ができなければ留年させてでも面倒を見る、小・中学校でも留年させてでも府民の子どもの力をつけてもらうというのを橋下さんが出してきたら僕は大喝采します」、こういったコメントをしたことに対しましてお話でございませう。この斬新な教育論に対しまして、橋下氏がすぐに反応しまして、掲載翌日には大阪市教育委員会にこのことを検討要請までしたというのであります。余りの早さに尾木氏もびっくりされて戸惑いを隠さない状況であります。尾木氏が指摘しているのは「子どもたちに対する基礎教育の徹底は人権保護に等しい重大なものであります。しかし、今の日本の学校システムは、成績が悪くても機械的に進級、卒業させてしまう致命的な欠陥があるのではないか」とのことです。これは以前から指摘しておりました。「橋下さんのスピーディーな判断には、基本的に拍手喝采なのですが」というふうに述べておられます。

さらに、尾木氏の考えでは「日本で言う留年は、履修主義の現行教育に基づく罰則的なイメージである。私が言いたいことは、その真逆である」と言っておられます。またさらに「欧州では常識なんですけれども、個々の学習度合に応じて、科目ごと臨機応変に、教師と生徒、また保護者が学ぶ時間を主体的に選択できるようにすべき」というのが、この尾木氏の考えであるとも述べられております。

小・中学校の留年制度を導入するオランダにおきましては、科目単位で多くの生徒がみずから留年を選択し、学力を高めるシステムが今構築されておるようでございます。カリキュラムに縛られた文部科学省の指導要綱から脱しまして、勉強し直せる環境を整備するのが、尾木氏の本当の真意であるようでございます。

さらに、尾木氏は、高い学力と人間力を持ち合わせて、世界に通用する若者の育成を目指す橋下氏に異論するわけではないが、その方法に対しまして、危惧しているとも述べておられます。

さらに、尾木氏は、学校の選別や生徒の囲い込みではなく留年制を含む基礎教育を施すこと、そして、中・高は原則6年の一貫性、進路変更は柔軟に応じ、欧州のように進学から職業訓練までさまざまなニーズに応じた質の高い専門教育を実施し、卒業のハードルを大学並みに高くし厳しくすることが、学力と人間力を相互に高める王道だと、このようにも述べておられます。これに対しては、私もほんとに同感する点がたくさんございます。そこで次の点を質問させていただきます。

1 番目といたしまして、この小・中学生の留年制についての本市の見解を伺います。

2 番目といたしまして、成績不振の小・中学生の補習についての対策について伺わせていただきます。

3 目といたしまして、小・中学生の科目ごと臨機応変に、教師と生徒、保護者が学ぶ時間を主体的に選択できるようにすべきという趣旨についての見解を伺います。

4 点目といたしまして、小・中学生の補習について、大分県の中にこのような取り組みをされておりますけれども、教員を退職された方が希望される子どもたちへ学習塾を本当に安価でされております。このようなシステムに対しまして本市の施策と見解を伺います。

5 点目といたしまして、本市におきまして、小・中生徒の保護者に対しまして、この留年制についての意識調査、こういったのをどう考えておられるか見解を伺わせていただきます。

以上であります。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、私のほうから、大きな3点目の小・中学校の留年について、矢野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目のご質問ですが、小・中学校における留年、すなわち原級への留め置きについては、本来9年間の義務教育の中で繰り返し学ばせることが大切でございます。やむを得ず留年を考える場合は、成績や出席の状況だけでなく、心身の特性や課題などさまざまな観点から検討をいたしまして、さらに本人や保護者の願いを十分に踏まえて判断されなければならないと、このように思っております。

第2点目のご質問でございますが、今年度、中学校全校と小学校1校で全生徒や希望する児童を対象に夏季休業中の補習を実施いたしました。次年度は、長期休業中の補習について一層の充実と拡大を図っていく予定です。また、確かな学力は日々の学習の積み重ねの中で養われることを踏まえまして、今後もわかる授業の推進、自主的な学習習慣の確立

に向けて努めていきたいと考えております。

次に、第3点目のご質問でございますが、学習指導要領に示された授業時数や教育内容を実施するということが重要でございますが、これからの学校教育におきましては、一斉指導のよさを深めるとともに、個別指導の良さを生かすことが求められているところでございます。今後も、少人数によるきめ細やかな指導の推進、あるいは選択や自己決定の機会を取り入れた教科授業、あるいは学校全体の授業の中で指導の導入を努めていきたいと、このように考えております。

第4点目の質問でございますが、大分県では、小学校4・5年生を対象にして算数科の補習を夏季休業中に実施されていますが、実施に際して大分県教育委員会の事業として退職教員等を中心とする学習サポートが開始されております。本市の小・中学校では、先ほど申し上げましたとおり、今年度から小学校1校、中学校3校で夏季休業中の補習を始め、次年度は全小・中学校への拡充を目指しているところでございますが、実施に関しましては全教職員で指導に当たる予定をしております。退職教員等の配置については考えておりませんが、昨年度から取り組みを始めました学校応援団事業につきましては、家庭、地域等の皆様による学校支援をシステム化するものでございまして、学習サポーターの組織づくりも目指しております。この中で、学校応援団事業の推進を通じまして、子どもたちの豊かな学びをたくさんの方々によって支えていただきたい、このように考えております。

最後に、第5点目のご質問についてでございますが、原級留め置きに対しましては、先ほど申し上げましたとおりに、本人や保護者の願いを踏まえる必要がございます。この場合、個別に十分な相談をさせていただきたいと思っておりますし、従いまして、このことに関して本市独自に意識調査を実施することは考えてはおりませんので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、矢野議員のご質問に対する回答といたします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） それでは、私のほうから、矢野議員のひとり暮らしの高齢者対策についてお答えをいたします

まず、1点目の市内のひとり暮らしの高齢者状況の把握についてでございますが、高齢福祉課では、住民基本台帳に登録されている65歳以上の高齢者ひとり世帯として、行政区別に氏名等の把握をしており、その中で虚弱なひとり暮らし高齢者で緊急通報システム

や配食サービスを利用されている方の状況については把握しております。

2点目の、元気なひとり暮らしの高齢者がいつどのような事態になるか不安を抱えて生活をされている方への対応につきましては、地域包括支援センターで、高齢者の総合相談窓口として、生活上の不安や心配事などの相談や、高齢者の保健、福祉、医療全般につき総合的な相談に応じているところでございます。

それから、3点目のひとり暮らしの高齢者に対しての地域との連携対策についての見解でございます。老人クラブで実施いただいております安否確認の友愛訪問、それから緊急通報システム利用者の方は、近隣の登録いただいている協力員や民生委員による支援、また小地域ふれあいサロンや敬老会などの自治会事業への積極的な参加呼びかけを行っていただくことにより、地域の中で見守り体制の整備を図っていただくことも大変有効であると考えております。

それから、4点目のひとり暮らし高齢者において、ほかに事例のあったのかどうかというご質問でございます。昨年に1件、八夫でひとり暮らしの高齢者の方がお亡くなりになったことがありました。近隣に親戚の方がおられました、前日までは元気にしておられた方で、介護保険の申請や支援の要望がなかったので、要支援者としての認識がございませんでした。地域の民生委員や自治会長などとの連携によりまして、日ごろから地域の中での声かけや見守りを行っていくことが大変重要と考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 新規就農総合支援事業の件につきまして、私のほうからご回答を申し上げます。

人・農地プランの作成のメリットと支援策の取り組みについてであります。人・農地プランは、集落ごとに当該農地の担い手等を位置づけ、将来の集落の方向性を明確にしていくもので、基本的には集落単位でプランを作成していただくこととなっております。

ご質問の新規就農者への支援策という点では、新規就農者を集落での担い手と位置づけ集落で支援する側面もあり、支援策は、当該プランに担い手として位置づけられた場合、当該プランの農地の集積計画されている農地を、農地利用集積円滑化団体を通じ利用権設定とした場合は、農地集積協力金として出し手に対して給付されますし、一方、受け手に対して給付される規模拡大加算について面的要件が緩和されるなど、新規就農を推進する上で有効な手段と考えています。さらに、認定農業者に対する融資制度でありますスーパー

一L資金の金利負担軽減措置により、貸し付け当初5年間実質無利子化の対象にもなりません。このように、各事業ができる限り新規就農者への支援となるよう進めているところでもあります。

次に、3点目の人・農地プランの進め方についてであります。市としては集落でのご意見を尊重すべく、各集落でプランが作成されるよう進めてまいりたいと考えています。また推進に当たっては、農業組合長を主体として各集落で検討いただくとともに、野洲市農業再生協議会においても支援を行っていく考えであります。このため、農業組合長会議を開催し周知に努めているところですが、現段階において事業詳細が示されていないところもあり、適宜、情報を流しながら早期のプラン作成を図っていただけるよう進めていく考えであります。

次に、4点目の人・農地プランに位置づけられた担い手への支援としては、当該プランによる支援に加え、野洲市としては、野洲市農業振興計画において新規就農支援を柱の1つとしており、中でもリーディングプロジェクトとして、新規就農者に対する窓口の設置や、農の指導者の人材バンクの設立、また野洲市青年農業者クラブに研修会の開催を委託するなどを計画しております。新規就農者に対し、実態に即した支援を図っていく予定であります。

以上、お答えいたします。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） ありがとうございます。

では、ひとり暮らしの高齢者対策で不明な点を再質問させていただきます。1番目ですけれども、こういった形で行政区のあれを見ればわかるような話でございますけれども、これは住民台帳等から機械的に出せるのはわかりますけれども、その中でも虚弱なひとり暮らしの配食サービスとかこういったのはされておるという状況でございますけれども、私が心配しておりますのは、特に前文でも書かせていただきましたも、それ以外の方の状況をどのように把握されておるのか、こういった点をお伺いさせていただきたい、こう思っているわけでございます。

2点目の地域包括で不安を抱えておられる方に対しての相談等に取り組んでおられるという状況でありますけれども、その内容はこういった内容でされておるのか、またそういった相談にも来られておられない方に対して、どう実態をフォローされておられるのか、こういった点もお伺いさせていただきます。

また、3点目といたしましては、各自治会でふれあいサロン等々をされて、これは本当にいいことだと思っておりますが、その実態と、まだ実際されておられない自治会があると認識しておりますけれども、こういった自治会に対しましての拡大、またそこに出てこられない方への呼びかけ、そういったのはどうされてるかをお伺いさせていただきます。

4番目に対しては、事例が1件あったということでございますけれども、例えばひとり暮らしの方が緊急の場合の対策といたしまして、これは私の案というか、例えば個人情報、本人の病院どこにかかっているとか、いろんな情報を書いた手帳か何かを、その方の特徴によると思うんですけれども保管場所を決めていただいて、倒れた方に対しまして、血液型とか病院とかそういったきめ細かい、そういった手帳をつくっておくというのが必要ではないかと思うんで、そういう施策は考えて欲しいんですけれども、そういった点をどう考えておられるのか、そういった点をお伺いさせていただきます。

次に、新規就農でございますけれども、先ほどの部長の考え、それは機械的に施策を進めるというのはわかりますけれども、それから先のお話を不安に考えておるわけでございます。例えば45歳未満の独立自営就農者に対しまして、農業を始めてから経営安定するまでの5年間、年間150万が支給されるわけでございますけれども、実際これを支給されても、畑とか田んぼ、そういったのがなければ自立できないわけでございます。そういった手当をどう考えておられるのか、こういった肝心な点が何も回答されておられませんので、こういった点を伺わせていただきます。

それに、2点目といたしまして、これから高齢化が進む中で、聞いて回ると農業も、あす、あさって、来年にはもうやめていくんだという声も聞かしていただいております。そういった情報と、逆に、これからされるという方の情報、その中に入っていくのが本当に行政の役割ではないかと思うんですけど、そういう情報の交換をどう考えておられるのか、こういった点もお伺いさせていただきます。

あと教育の問題ですけれども、これも4点に分けてさせていただきます。1点目といたしましては、私の考えといたしましては、本当に保護者の願いがあったとしても留年というのはすべきでなくて、子どもたちの心を考えたらすべきでないと私自身は思うわけでございます。それまでにあらゆる手だてを子どもたちに対して打っておられると思うんですけれども、その前提となる思いがちょっと伝わらないんで、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

2点目といたしまして、夏季休暇中に補習を実施したとの状況でございますけれども、

それで本当に子どもたちがそこまで成長できるのか、もっとやらなければいけないんじゃないかと思うわけでございますけれども、その辺の見解を伺います。

3点目といたしましては、これからの課題でありますので、本当にきめ細かい作業になると思うんです、科目ごととかね。そういった点を、もうちょっとどういうふうに進めていかれるのか、お伺いさせていただきます。

4点目の事例ですけれども、これは大分県の豊後高田市でございますけれども、市長さんが塾長として先陣を切ってやっておられるわけでございます。この取り組みを紹介いたしますと、これは平成14年度から完全学校週5日制の受け皿として、学びの21世紀というのでこれを開塾されております。教育の情熱は、大分県というのは昔から寺子屋時代から教育に対しまして、この土地柄だと思っておりますけれども、こういった中で、この学びの21世紀を通じまして、市内の学校では学習、スポーツ面ですばらしい成果を上げていくようにございます。子どもたちに自分で課題を見つけまして、みずから学ぶ、みずから考える力、正義感、倫理観などを身につける、豊かな人間に育っていくことを期待されております。いわゆる勉強するというスイッチが入るというんですかね、そういったことを取り組んでおられるのではないかと思うわけでございます。この豊後高田市の将来を担う塾生の皆さんは、あらゆることに挑戦し、自分の夢の実現に向けてしっかりと頑張っておられる状況でございます。調べますと、この予算は県費から1,000万ほどついていることも事実でございます。だから、本市におきましても、今年度から小学校1校、中学校3校で始められるということではございますけれども、こういった早い取り組みをされている学校に対しまして、もっと早くからやるべきじゃなかったかと思うわけでございますけれども、こういった反省点とかそういった点はないのか、再度伺わせていただきます。

5点目といたしましては、本当に丁寧に対応すると十分これはわかるわけでございますけれども、保護者の意見、こういった機会はできるだけ、今回はされないということでございますけれども、こういった意見を吸収できる場所はまたつくっていただきたい、こういった思いでございます。

以上でございます。あと、よろしく申し上げます。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、私のほうから、矢野議員の再質問に対するお答えを申し上げます。

1点目の、留年すべき、そういったことが必要ではないかという、そしてその手だて

についてのご質問と、夏季休業中の補習についてもう少しどうなのかという、この2つを一緒にしてご回答を申し上げたいと思います。

まず、学校では、基本は学習指導要領にきちっと定められた一番の基礎になります学習を、全員の生徒にきちっと学校の中で教えていく、あるいは学ばせていくということが大原則だと、このように思います。野洲市の教職員におきましても、すべての子どもたちが指導要領に示された学習内容をきちっと習得をしていくということで、6年間、あるいはもっと言いますと義務教育9年間のスパンの中で学習をしていくと、こういうことになるかと思えます。そういうような中で、しておることがまず大原則でございます。

その中で、留年につきましては、先ほども申し上げましたように、さまざまな条件によりまして、保護者や児童・生徒とよく相談をしながらということになるか。それも、特別なケースでそういうようなことが考えられますが、やはり原則としてはきちっと学習させていくと、こういうスタンスで考えております。

夏休みの補習につきましても、今般、空調設備も学校に入ったところでございますので、そういったことを活用いたしまして、できるだけ子どもたちに学習の充実を図っていきたいと、このように考えております。

それから、3点目の科目ごとの履修というオランダの例がございますが、日本の学校の教育の中におきましても、かつてのいわゆる一斉授業と言われます、そういった授業から、前々の教育課程の改訂あたりから、個別の指導ということが非常に重要視をされてまいっております。今回の学習指導要領の改定の中でも、一斉指導の教室の中で個別に課題をしたり、あるいは習熟度別にしたり、あるいは少人数にしたりという形で、個別指導というのは非常に重要視をされるようになってきておりますし、そういった日本のシステム、枠の中で、欧米が目指しているような個別指導を十分にミックスしながら、個別の対応をさせていただいているというように認識をしております。

4つ目の退職をされた教職員の先生方の支援についてでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、学校応援団事業でありますとか、あるいは元気な学校づくり事業という中で、そういった退職をされた先生方に学習のサポーターとか、そういうような形で学校の支援をいただいているという例もございますので、そういったところで地域の皆さん方のお力を支えていただくというところを、もう少し拡大を、充実をしていきたい、このように考えております。そのことは大分県のこれとねらいは同じくするのではないかと、このように考えております。

もう一点、留年についての保護者の意見をどういうふうに吸収するかということでございますが、これは個々の児童や生徒との学校との個別懇談とか、いろんな学習あるいは生活状況については各学期ごとに個別懇談等もやっておりますので、そういった中で十分に親や児童・生徒のご意見や意向については直接学校のほうと対話ができるのではないかと、そんなふうに考えています。そういった中で吸収はできると、このように考えています。

以上、再質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） それでは、矢野議員の再質問にお答えいたします。

まず、虚弱の方の把握が大事やおっしゃっていただきましたが、まさにそのとおりでございまして、それをどう把握するかというのがポイントかと思いますが、なかなか難しいことございまして、その辺のうちの取り組みについて紹介をさせていただきながら回答させていただきたいと思っております。

まず、要支援なり要介護の認定を受けておられる方については情報があるということで結構なんですけど、それ以外の65歳以上の方について、厚生労働省が作成しております生活機能評価基本チェックリストというのを、対象者は約8,400人から8,500人ぐらいおられますけれども、そういった方にチェックリストを郵送いたしまして、それに対して返事をいただくということで、その中の項目で幾つか、「はい」か「いいえ」というようなアンケートになっていますので、「はい」というのが何項目あれば、この方はいわゆる2次予防の対象者になるかというような候補者として位置づけまして、まずそういった候補者の絞り込みをいたします。

それから、そういった方については医療機関で生活機能検査ということで、血液検査とか心電図検査、先生の間診も含めまして、そういった2次的な検査をいただいて、その中で要注意というか指導が必要な方についての絞り込みをさせていただくというような流れの中で、こういう特定高齢者の把握に努めておるということです。ただ、こういう絞り込みの中で数の限定といいますか、要注意というような方を把握していきたいと、このように思っております。

それから、小地域ふれあいサロンの実施状況をお聞きいただきました。今年度では、60の自治会で、64サロンを実施いただいております。実施回数は、平均しまして月1回から2回の実施されているところが多いということで聞いております。それから、それ以外のところが実施いただいていないということになるわけですが、それについては

自治会長さんなり民生委員さんへ、サロンの開催についてお願いをしているところでございますけれども、その運営がいただけない、人材的ところが課題やとか、あるいはどういうやり方をしてええやわからないというようなところもあると思いますので、そういうところについては、できるだけ、やり方なり最初の導入時の支援についてはこちら側から入って、最初はいただいて、その広がりを持てるようにしていきたいと、このように思っております。

それから、閉じこもりや近所づきあいがされない、こちらからの呼びかけに応じておられない方への対応ということをお聞きいただきました。こういった方については、うちの地域包括支援センターにおきまして、認知症なりうつ、閉じこもりの恐れがあるような方、また心身の状況によって保健師なり社会福祉士のほうがおうちへ訪問をすとか、電話でお伺いをすとか、そういうようなことで生活機能に関する相談なり指導を実施しております。こちらからそういった第一報なりを入れさせていただくと、また向こうからつながりができて電話なりで返ってくるというケースもございますので、そういったこちらから声かけをするというようなことで取り組みをさせていただきたいと思っております。

23年度においては、291名の方について訪問なり電話で相談をしておるといようなことでございます。そのうち114名の方が、独居老人の方に対して行っておるといことでございます。

それから、うちの地域包括支援センターのほうでいろいろと予防事業にも取り組んでおりまして、1次的な比較的軽いというか健康状態の良い方については、いきいき百歳体操とか、いろんな生きがいづくり事業、サークルとか講座とかですけれども、そういったいろんな事業、催しへの参加を呼びかけておりますし。特に、2次予防、いわゆる絞り込んだ後の、これから介護が必要となるような瀬戸際といいますか、そういった方を何とか健康で維持いただくようなそういった対象の方については、筋力の向上のトレーニング事業でありますとか、のびのび倶楽部というようなことで、そういう管理栄養士なり作業療法士さんがついていただいた中での事業で、その維持なり向上を図っていただくというような事業に取り組んでおります。

それから最後に、ご提案いただきました個人情報に記載した手帳なりを作成して、どこかわかるところへ保管をしといたらというようなご提案をいただきました。これにつきましても、今年度9月の補正で、滋賀地域支え合いづくり促進事業費補助金ということで、災害時の要援護者名簿の作成と合わせて、いのちのバトン事業に取り組むということで、

県の補助金をいただいて今年度の事業としてそれを予定しております。これは矢野議員おっしゃっていただいているように、玄関にいのちのバトンのシールを張って、それから冷蔵庫のドアのところに張って、中にバトンを入れておく。例えば、救急隊員が駆けつけていただいたときに、この方の情報が、かかりつけの医者がどうやとか、持病がどうやとか、血液型がどうやとか、そういったこの方の情報がわかるやつをバトンの中に入れていただく。その普及を今年度社会福祉協議会の委託事業として予定しております、民生委員さんとかに説明を順々にしているというような状況でございますので、この取り組みを進めたいと思っております。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 矢野議員の再質問の中で、まず1点目に新規就農された場合に土地の手当をどうするのかという点と、それと高齢化が進む中で情報交換とかが必要であろう、特に恐らく土地のことであろうと思えますけれど、出される方と受けられる方のそういった情報交換、仲介あっせんを市としてどうするのかというようなことであろうと思えます。

それぞれに関連をいたしますけれど、まず新規就農される点、先ほどご質問のあった点、また私のほうで答えましたいろいろとメリットと制度的な点からでございますが、これらのことを受けようとしませんと、まず人・農地プランのところに担い手として位置づけていただくということをもってメリットが出てくるわけでございまして。この人・農地プランにつきましても、私どもの説明を受けている中では、当初からパーフェクトなプランをつくる必要はないと、随時見直していくことができますということで、この場合、一たんプランで決めたものであっても、新たには新規就農される場合、あるいは2点目のご質問のところにも関係しますが、引退を決められた場合とか、こういった点に対して柔軟に対応ができるような見直しができるものと考えております。

それと、具体的な、もうちょっと突っ込んだ話になりますけれど、農地のあっせん、あるいは地域との話し合い等々、実際には事務的あるいは手続的なことがあろうと思えますけれども、本市の農業振興計画の中で、先ほどご説明を申し上げました新規就農者に対する相談窓口の設置ということで当然考えておりまして、その中で、ご質問にありますような農地のあっせん等についてもご相談に応じたいと。また、その他、融資の関係あるいは営農の関係とか、そういったことに対しても相談をさせていただくという予定をしております。

ます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 矢野議員。

○1番（矢野隆行君） ありがとうございます。

再々質問とさせていただきますけれども、この新規就農、部長がおっしゃることはこれからだという話なので、実質これからもお金を出すわけでございますけれども、今の政権が5年間これを出し続けるか、不安要素はありますけれども。例えばですけれども、これ本市といたしましても、国・県への要望といたしまして、土地活用で、これ書いてますけれども菖蒲地先の2.4ヘクタール、これ本当に毎年何百万もごみを捨てるような感じで予算をつけて消化されているわけでありまして。これ、国・県に対しましては都市計画の公園にしていこうというので、23年度、24年度と出されておりますけど、この辺の進捗はどうでもいいですけど、たちまちはどういった新規就農の方に対しまして、こういった大きな土地があるんだという情報を出して、これを農地として活用できるかどうかはまだこれからの検討だと思うんですけれども、こういった広い土地があるのに、実際農業されている方の声を聞きますと、もっと広い土地が欲しいんだという声も聞いているんです。だけど野洲市内にないんだという声、そういった声がほとんど届いてないんじゃないかと本当に腹立たしい思いがするわけですが、こういった点は市長に、この辺の見解を伺わせていただきたいと思います。

あと教育関係でございますけれども、先だって2月29日ですけれども、野洲の市会議員の皆様あてにメールが届いてまして、これは岡元さんという方、皆さん手元にあるかと思うんですけれども、この中に前文は国旗の話でございますけど、後のほうにですけれども、最近義務教育だからといってところてん式にやっていると、こういったのが父兄の考えというか、そういうふうになっていると現実おっしゃっているわけでありまして。

また、事実、現職の先生に聞きますと、例えば2年生から3年生へ上げるときに、この子だけはもう1学年置いたほうがいと、心苦しい思いで出すんだという声もあるんですよ。だから、今のフォローではちょっと足りないんじゃないかと認識をしておりますので、こういった点も少し見解を伺わせていただきます。

あと高齢者対策でございますけれども、先ほど事例を出しましたけれども、例えば都市圏では昨日も高齢者お2人が亡くなって1週間もたっていたという事実がございます。そんな中で、これは新聞記事でございますけれども、神奈川県桐蔭横浜大学と協働でござ

いますけれども、高齢者単身世帯などを対象にした振動センサーで居住者安否を確認できるシステムを用いた実証実験を始めておられる状況でございます。こういったふうに、いろんな情報を集めながら高齢者に、例えば民間で行きますと、ネットで調べればすぐわかるんですけども、あんしん見守りコールとか、これはお金がかかるわけでございますけれども、そういった情報も持ち合わせて、高齢者に対してこういったのもあるという、いろいろな情報を与えるべきではないかと思っておりますけれども、そういった見解を少し伺わせていただきます。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。矢野議員から再々質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、就農の土地の問題はまさに需要と供給ですが、いろいろ制約がありますけれども、土地を貸したいと思っておられる方もたくさんあると思いますので、それはいかに調整、つなぎの機能を高めるかということなので、そこはぜひ積極的に取り組んでいきたいと思っております。土地を借りたいと思っておられる方がいて、腹立たしいぐらいに思っているんだったら、ぜひ情報を提供いただいたら、積極的につないでいきたいと思っております。

それと、菖蒲というか吉川地先の2.4ヘクタール、これはよく御存じのように、かつて見込みもないのにリゾート開発ができるということで、時の町長さんが買われました。時の県知事でさえも懸念を表明したのに、これは特定保留と全く一緒でして、県とか国にプロジェクトがないのにあると言った形で買ってるわけですね。いろんな人が止めた経緯も私は知ってます。でも、買いました。それをどうするかと言ったら、あそこに建物は建てられないわけです。かといって、農地として水田として拡張はできません。畑地についても、吉川でもかなり今は畑地に困っておられます。野田でも相談を受けて、今若い方が何とかうまく回していただいてましてね、そんな状態で、畑地だったら今は過剰になっていると思います。そういう中で、あの2.4ヘクタールを農地ということは、これは非現実的なことではないかなというふうに考えております。

それと、せっかくご指名いただきましたのでそれから、いわゆる単身者とかの安否につきましても、今いろんな課題が生じてますけど、これは社会の仕組みをどうするかということから根本的に考えないとだめでして、御存じのように、これまでは行政が対象として

いたサービスというのは、いろんなルール、許認可ですとか手続という一般的な社会ルールの手続、それと生活困窮者、生活弱者に対するサービス、高齢者、子どもさん、生活保護を含めてですね。それ以外の方というのは行政の網目に入っていないわけです。語弊なく言えば、何か苦情があって来られる場合は来られるんですけども、そうでない場合は自立して社会生活を送っておられるという前提になるわけですね。高齢者、子どもさん、障がい者以外で網目に引っかかるというのは、これは就労の問題ですね、職を失われたとき。

これは今まで市町は関与してませんが、現在は野洲市の場合はパーソナル・サポート・サービスで対応してますし、先般市木議員から湖南市が先進的ということ、私も湖南市のあれが出たときに、野洲の場合もハローワークは来てくれているわけです。これ全国初の事業をしているのに、なぜ全国初なのか不思議なので、早速昨日、あれを要望すればハローワークは出してくれるのか、すぐに正式に問い合わせようと思ってます。だから、初ということは次があるということなんです、どうも恣意的な取り組みじゃないかなと心配してます。

今、国としてはどうするのか。例えば、法務局の出先を集約しようと言っている。私はそれでいいんですかと言ってるんですけど、どうしても国の方針で効率化で集約をせざるを得ないと。集約化をしようとしているのにハローワークを出してきていいのかどうか。もともとの就労対策を自治体に渡すべきであるのに、ハローワークの出先を今出してきた、これが全国初か、県内初かと言って自慢している、この今の国の方針がわからないわけですね。

いずれにしても、今言いましたように、生活を普通におられる方をどういうふうにかちっとフォローしていくかというのは、これはプライバシーの問題と社会システムの問題があります。だから、部長が答えましたように、今のところは完璧ではございません。ただ、現実を放置していいわけではございませんので、野洲市としては、40歳でも30歳でも、虚弱だったり、あるいは職を失われたりして本当に不安に思っておられる方がたくさんおられますので、そこへの可能な限りのセーフティネットを張っていく仕組みを、これは別途検討したいなというふうに思ってます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 矢野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

留年についてのことでございますが、留年につきましては、無条件にあるいは無責任にと

いいですか、進級をさせるということとか、あるいは留年をさせるということを機械的にするということは、これはやっぱり問題なことをごさいます。やはり一人一人の子どもさん、あるいは親さん、そういった一つ一つのケースにつきまして、留年ということは考えていかないと、その子どもの将来にかかわる。留年させるにしましても、あるいは進級させるにしましても、一人一人の子どもの将来にかかわる非常に重要な問題だと考えております。したがって、そのことにつきましては十分に個々のケースで、いろんな周りの条件なり、あるいは課題もごさいますので、それらを十分に勘案して、留年については考えるということが必要だろうと考えています。

ただ、先ほども申し上げましたように、留年をさせない、そういった学力をきちっとつけていくということが、今の野洲市の教職員も汗を流して一生懸命取り組んでいるということは申し上げておきたいと思ひますし、具体的には学力向上プランというものを各学校でつくっております。これは、今年、学力調査を市独自でやりました。そのことに基づきまして、その課題を洗い出しまして、学力向上プランというのを学校でつくっております、公表もしておるところでございすが、そういったものをきちっと推進をしていくということで、やはりすべての子どもさんが小学校6年制、中学校3年制の義務教育の基礎的な力をつけていくと、これに鋭意専心的に進めていきたい、このように努力していきたいと思ひます。

再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩します。再開は10時55分とします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8号、第14番、小菅六雄君。

○14番（小菅六雄君） それでは、一般質問を行います。半年ぶりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3点について質問を行いたいと思ひます。

初めに、T P P問題にかかわる質問でございすが、この間の経過でございすが、昨年11月13日にアジア太平洋経済協力会議、いわゆるA P E Cの首脳会議がございまして、そのとき野田首相が、環太平洋連携協定いわゆるT P P交渉に参加するために、関係国と協議に入ると表明いたしました。報道によりますと、これに先立つ前日の12日、野田首

相がオバマ大統領と会談をしたわけでありますが、その中で野田首相がTPPにつきまして、東日本大震災もあり国内では慎重論、いわゆる反対も強かったということを認めながらも、TPPについてはオバマ大統領に対しまして、日本を再生し、豊かで安定したアジア太平洋の未来を切り開くために、自分自身が判断したと表明いたしました。これに対しまして、オバマ大統領は、日本の決定を歓迎すると言いながら、TPPそのものにつきましては、TPP交渉に参加するすべての国は協定の高い水準達成に向けて準備する必要があると野田首相に言いまして、いわゆる例外なき関税撤廃などの実行を野田首相に強く迫ったわけでありまして、これがTPPの本質といたしますか、すべてであります。

このように、今政府が推進しているわけでありますが、ご承知のように全国的にも、県内でもそうですが、さまざまな分野で立場の違い、垣根を越えまして、参加反対の世論運動が広がっているわけでありまして、滋賀県下でも、去る2月17日、JA、医師会、市町長を中心に42名の呼びかけで、TPPから県民のいのちと暮らし・医療と食を守る県民会議の結成準備会が開催されております。この準備会では、国民の合意と了解のないTPPには参加しないことを求めるアピールが採択されまして、このとき今後県下でも一大運動を行うということが呼びかけられました。

それに基づきまして、去る3月5日、県民会議の結成総会が開催されております。文字どおり、この総会では、政党や立場の違い、垣根を越えて結成総会が行われました。政党や議会の会派では、自民党、共産党、対話の会が参加されておりました。また、全県から92団体が参加されています。野洲市からも、秦眞治さん、元市町村会長という肩書で呼びかけ人として参加されておりました。先ほど申し上げましたように、この呼びかけ人には、県下6市長、6町長が呼びかけ人になっておられます。山仲市長も県民会議の呼びかけ人の1人でございます。

このように、今、県下でもオール滋賀でTPP参加反対の世論がかつてなく高まっているわけでありますが、改めまして、このTPP問題に関する認識、見解を、これは市長ですか、部長ですか、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） TPPに関する見解を求められましたので、お答えいたします。

以前からもお答えしてますように、TPPというのは、今小菅議員もご指摘されましたように、基本的には国家間の社会経済の仕組みを国内並みに共有化するということですので、一番懸念をされている農業はもちろんですが、医療ですとか、あるいはいろんな弁護

士料、会計事務といったところまで及ぶ影響があります。そういった点で、例えば医療保険がどうなるのか、これまで築き上げられてきた国民皆保険制度が崩壊するのではないかと懸念まで持たれています。

一番の問題は、やはりきちっとした情報がまだ開示をされていない。反対・賛成が分かれていますけども、その賛成派と反対派が同じ土俵で議論ができる状況になってないというところが大きな問題かなというふうに考えています。

もう一段突き詰めるならば、細かいことは一般の国民とか企業とかにはわかりません。だから、最終的には、やはり政治の判断になるわけでして、政府への信頼感が一番重要なというふうに考えております。あわせて、不利になる、有利になるということもございますけども、例えば産業が転換していく場合、ある分野の産業は時代の要請によって衰退するということからすると、企業にとってもプラス・マイナスがありますが、最終的にやはり雇用がきちっと守られる、生活が保障されるという、そこを示すことが重要だと思っ  
ていまして、一般的に心配されているのはそういうことだと思うんですね。

昔、電話があった時代に交換士さんがおられたと、それが自動化されれば当然交換士さんの仕事はなくなります。これは仕方がない、交換士さんのために交換をするということ  
は不可能です。でも、その交換の作業をしておられる方の仕事をきちっと守るという展望を示されれば、これは時代の要請、趨勢に従わざるを得ないと思います。

それと軌を一にしますけれども、これからの日本の生産性ですとか、あるいは財政、雇用、そういったことをきちっと守って行って社会の力をつけていくという展望もあわせて示さないと、今の状態の中では当然変化に対する恐怖感が出てきますので、そういったことをあわせながら進めていただくべきかなというのが私の見解であります。

以上、お答えといたします。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） おおむね市長の言われる部分もそのとおりだと思いますが、もう少し若干議論を深めたいと思うんですけども、今市長も情報の開示等を含めて、まだまだ方向がよくわからないということも言われましたが。それで、今TPPとなればその影響は、市長言いましたように、農業のみならず国民生活や産業、雇用、医療等々、いわゆる全分野にかかわるわけでありまして。

以前、野洲市でも、農業分野にかかわる影響を試算されたことがあるんですけども、まだ情報が不十分という面もありますが、野洲市において各分野にわたる影響、一体判断さ

れているのかどうか、試算も含めてされているのかどうか、その辺ございましたら、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これも以前もお聞きいただいて、これはお答えをしておりますけれども、野洲市レベルではやはりちょっと数字が出しにくいと思っています。滋賀県が出している数値、これも既にお答えしてはありますが、米・麦の影響額で17億円程度になると見られています。

ただ、これにつきましても、専門家が言っていますのは、日本のお米のようなものが本当に生産できるかどうかということですので、もしかそれがだめになった場合の影響額ということですので、まだまだ不透明な部分がたくさんあるという前提でのお答えといたします。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） そのとおりでなんですけども。例えば、北海道なんですけども、北海道の道庁が、TPPになれば道内の影響を全分野にわたりまして試算をして、それで県民に情報を提供しているわけなんです。これをインターネットで見ましたら、全分野に渡ってしてます。いろいろあるわけなんですけども、2枚目を見ましたら、道の基本的な立場として、道としては道民合意がないまま関税撤廃を原則とするTPP協定には参加しないよう強く求めていくとして、あと、ほんなら、なぜこれを発表するかということについては、例えば幾つが書いてあるわけではありますが、「TPP協定は、その交渉内容によっては、本道の基幹産業である農林水産業のみならず、関連産業や建設業、医療、さらには食の安全性など、北海道の経済や地域社会全体に多大な影響を与えることが強く懸念される。よって、北海道庁としては、知事を本部長とする対策本部を設置し、調査分析を進め、道民の皆さんに情報を提供し、理解を深めていく」と、こういう立場でされているんですけども、確かに市長言われるように、情報がはっきりわからないまま数値的な影響を写している部分は少ないです。まだよくわからないと書いている部分もたくさんあるんですけども。

しかし、言われたように、余り中身を紹介しても仕方ないんですけども、例えば国民皆保険制度崩壊の恐れ、いわゆる医療の自由化と言われているんですけども、混合診療の導入とか、それと病院経営の営利企業の参入、もう中身は余り詳しく言いませんが、こういうことがアメリカ式に進めば、文字どおり国民皆保険制度の崩壊が起こるのは必至であり

まして、このことが懸念されています。あるいは、食の安全性でも、これもご承知だと思いますが、日本で使用できる食品添加物は約700とされているんですけども、アメリカでは3,000で、これが緩和がとればまさに食品添加物の拡大になるとか。

それと、先ほど雇用も言われましたが、どこまで協議されるかという話もありますが、外国からの単純労働の流入ということで、雇用がかなり悪化するのではないかということも懸念されています。地方自治体、県レベル、市町村単位で、どういう企業があるかによって、もちろん影響も変わってくるわけではありますが、そういうこととか。

あるいは、市長も御存じだと思いますけど、いわゆる政府調達という規定がありますね。これ、わかりやすく言えば、いわゆる国・地方自治体の公共事業に対する入札制度なんですけども、これもTPPとなれば、いわゆる加盟国と日本の企業とで入札に対して差別してはならないということで、いわゆる一般競争入札の外国企業の参入が可能になるわけですね。そうすれば、地域のどのような公共事業かにもよりますけども、県内あるいは地元の企業の入札がとれないということと同時に、驚いたんですけども、入札の関係資料、仕様書も含めて、これも公平にするということで外国語版、英語版の資料を作成しなければならないということで、かなり地方自治体としても入札手続、準備が多様になって、煩雑になって、ひいては費用がかかる問題とか。

それで外国の企業が入札をとれば、当然利益と税との関係ではこちらには落ちてこない問題を含めて、そういうことを含めて、数値的な部分ではありませんが、わからない部分も多々あると書いていますが、北海道における影響をかなりきめ細かに道民に説明しているわけでありまして、そういう意味でも、先ほど言いましたように、やはり国の問題であって地方自治体と市民の問題でありますので、それなりに検討というか調査というか、一度されたらどうかなと思ったりしているわけでありまして、今北海道の例も言いましたが、改めてもう一度見解を聞きたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） やりたくないからやっていないわけではございませんでして、なかなかきちっとしたデータが整わないというふうに思っています。

今、小菅議員が、例えば国際入札になれば、自治体で英語で仕様書をつくらんとだめだと、大変だとおっしゃるように、それ以上に大変な作業です。国際入札、私も経験しました。今言われたように、平成5年か6年に自由化されて、いわゆるWTOで委託で2,400万以上、今は制度がどうなっているのか知りませんが、仕事で1回やったことがあ

って。そんなに難しいことじゃないんですよ。基本的な要件を頼んで英語に直して公開すればいいわけですし、結果的にはどこも入ってきませんでしたけども。

あるいは、水道も今もう自由化されてまして、自由化されたときに、全国の自治体の水道はイギリス、フランスの資本が入ってくるのではないかと。その当時ヴィヴェンディという名前でした、今はヴェオリアという会社ですね、一番大きな会社ですけども、日本法人を持っていたので、日本の水道事業は全部そこに席捲されるのではないかとと言われていましたが、ほとんど入っていません。いろんな問題があるわけです。

私、不思議に思うのは、なぜ広範に及ぶから全部がだめになるという、この心情が悲しくなってきましたね。私も懸念は基本的に共有化していますけれども、日本というのは世界有数の先進国なわけです。それがゲートをあければすべての分野で全滅するみたいな、これは変なことですね。むしろ世界の人たちは日本のほうが脅威だと思っているのに、日本はすべてが委縮して脅威を感じているという、この不自然さを改めないでだめだと思っています。ですから、その細かいことを調べて被害額、マイナスばかりじゃなしに、それへの打開策とセットで示さないとだめですし、公的な機関が影響額ばかりカウントしているというのはいかかなというふうに思います。ですから、やらないんじゃないしに、やるのであれば、もっとやっぱり国がきちっと仕組みと情報を開示した上で、私ども自治体がその影響額を地域ごとに出せるような仕組みをぜひやっていただきたいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） もちろんすべてが全滅するとは思わないですが、少なくとも、先ほど来言っていますように、大きな影響、場合によっては、分野によっては、壊滅的な影響を受けるのは必至だと私は思っております。

それで、いずれにしましても、昨年11月に交渉参加協議を表明して今後進められるわけではありますが、こういう重大な時期といいますか重大な問題で、一番初めに言いましたように、今全県的にも世論と運動がいわゆる官民一体で広がっているわけではありますが、そういうことについて、先ほど私言いましたように、市長も県民会議に呼びかけ人として参加されたということも含めて、そういう取り組みが行政としてされる意志があるのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 取り組みと申しますか、可能な限りはきちっと示していく、それ以上に重要なものは地域の力をつけていくという生産性、雇用、あるいは社会保障、あるいは財政基盤の確立というような、私どものできる範囲で常に新しい情報を得つつ、まずみずからの体力造成をしていくことが肝要かなというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 体力づくりは当然それはそれなんですけども、今言いました質問は、例えば本市でも、これまで2度、3度ですか、市議会でもTPP参加、いわゆる反対の意見書も書かれていますし、今回も守山野洲医師会並びにJAからも参加反対の請願が提出されているという全体として市民の総意がある、そうであれば行政として官民一体でその意思を表明する、そういうお考えがあるかどうかということをお聞きしたわけでありまして。例えば、この間の県民総会に私も参加しましたが、日野町では行政あるいは農業委員会、町内の各会、団体組織で、行政としてもTPP反対の意思を示す集会等も行うような報告もされておりました。そういう観点でお聞きしたので、どうかなと思ひまして。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご評価いただいているように、私も県民会議の呼びかけ人になっておりますし、これまでも政権等へも、TPPについては、いろんな影響があるので情報開示をするとともに慎重にという要望をしています。

ただ、市内で市民の皆さん方と一緒に行動を起こすとか、そこまでは現時点では必要がないのではないかと。まず、やはりきちっとした情報をいただいた上で、それを示す中で冷静に対応していただくような取り組みのほう肝要かなというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 私の意思というか考えも含めて、今後また検討すべきだと思っております。

次に、2つ目の農業振興計画についてお聞きしたいと思います。今回、今議会、代表質問や一般質問にも多く取り上げられておりますので何なんですけど、言うまでもなく、今の農業をめぐる情勢は、この農産物の輸入自由化、今ではTPPの今後の状況にもよりますが、全体として瀕死の状態といっても過言でないと思うわけでありまして、こういう中で今回、本市の農業振興を図ることを中心として5カ年の設定で策定するわけでありまして、初めに、改めて制定の背景なり意義なり目的をお聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 議員ご質問の点につきましては、野洲市には農業に関する総合的な計画がなく、国・県の施策を直接農業者に受けて農業振興を図ってきたのが今日までの、また現状でございます。このため、野洲市の農業を力強く、もっと元気に維持発展させるための野洲市独自の計画を策定するものでございます。農業や農村を取り巻く現実的な課題を抽出いたしまして、頑張っている農業者が報われるよう、また新たな農業者が希望を持って就農できるような、魅力があり持続発展可能な野洲市の農業を目指すべく、農業振興に関する中長期的な計画を策定しようとするものでございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） それで見させていただきまして、感想といいますか思いなんですけども、いわゆる本市の農業振興に対しまして、各分野の事業施策が書かれております。私が思うのは、幾つかあると思うんですけども、今、国の農政のもとで、先ほど言いましたように、疲弊気味の農業に対して、それを本市としてどう打開する方向の計画なのか。

2つ目には、それに対して、大局的な本市農業の方向を規定されているかどうか。

3点目には、今言いました、その観点に立って具体的な施策事業が盛り込まれているか、そこが判断というか重要やと思うわけなんです。

その関係なんです、例えば、この案の第2章で本市農業の現状分析を規定してありますわね。第3章では、課題と施策を規定しまして、第4章では、より実行性を持つ計画として、中心的な施策事業としてリーディングプロジェクトを選定し集中して利用実施を行うと書いていますね。それでプロジェクトの柱は4本、担い手の育成、集落への補助、地産地消、それから裾野の拡大となっておりますが、もちろんそれ一つ一つは大事なものでありまして、もちろん否定はしないんですけども、さっき言いましたように、こういう農政、農業を取り巻く状況の中で、基本方向を定めるという意味では、こういう現在の農業を根本的に打開するという見地で、例えばリーディングプロジェクトの中に根本的な、例えば耕作放棄地の解消も含めてですけど、全体の農地の保全とか、それとかかわって農村集落の維持活性化とか、もう少し個々には書かれている部分はあるんですけど、1つの大きな柱としてそういうのをプロジェクトに入れたらどうかなと思ったりもしたんですけど、その点はどうなのでしょうね。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） いろいろな課題があるわけでございますけれど、先ほども議員もおっしゃいました、また農業の目的の中にもございますように、今のこれから就

農される方、また頑張っておられる方が報われるというような点等も踏まえまして、今何をすべきかということに、まずなるわけでございまして、そういった意味でリーディングプロジェクトを作成しております。現時点で、最も最優先で課題解決しなければならないというものを挙げております。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 最優先の課題と言われましたけども、例えば、第4章のリーディングプロジェクトと関連して、第5章で実現に向けての進行管理がありますよね。そこで、一定の目標年度の5カ年、5年間での達成数値目標を出されてますよね。そこでは、認定農業者107人から117人、集落営農における米の協業化団体数を今の2団体から5団体、それと給食センターにおける野菜使用率を16.6から32%、市民農園の利用区画数を73から100区画、これが振興管理の言うならば1つの数値目標を設定されていますよね。

言いましたように、これも別に否定はしないんです。否定はしないんですけども、やはり全体の野洲市農業をどうするかという意味では、今後5年間で、私やったら、経営の成り立つ農業をどう進めていくかという意味では、例えば農業所得なり農業算出額なり市内自給率をどうするか、目標数値、本来本市の農業振興の大もとの計画ですよ、そういう意味では、今言いましたそういう数値目標も本来あってしかるべきやと思ったんですけども、そういうのは見えないので、どうかなと思っているんですけど。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 今おっしゃられました農業の算出額とか市内の自給率の数値目標の追加、入れるべきというお話でございますが、以前のように、市場への出荷形態が現実的には薄れておることや、直販所とか直接企業への販売をされるなど多様な販売経路の形が現在とられております。そうしたことから、現実的にはデータをとることがなかなか困難なこととなっております、目標数値等を定めることも困難でございます。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 今部長言われたのは、これ質問を出しまして担当課にも若干お聞きしたんですけど同じようなことを言われていたんですけども。しかし、データが困難だからといって、この本市農業の方向、少なくとも5年間でどうするかという、それが一

定の到達目標がないというか、わからないというか、つukれないのはちょっとおかしいと思うんですね。

先ほど言いましたように、例えば市民農園の利用区画数を5年間で73から100、これも否定はしないんです。しかし、これはプロジェクトの1つか中心の柱になるのかというと、必ずしもそうではないと思うんですよね。この市民農園の拡大利用は、4本のプロジェクトのうちの農業の裾野拡大の項目の1つですね。取り組みのプロジェクトであります。この計画案の中に裾野拡大として、こういう文言が書かれているんですけども、小規模農家や一般市民に農業体験に関する事業を行うと書いてますよね。そうであれば、市民農園利用拡大、これも否定はしませんが、というよりも小規模農家への市独自の支援をどう進めていくのか、そういうことも含めて、プロジェクトなり進行管理の中で言うならば、わかりやすく言えば、そちらのほうが大事と違いますかと思ったりもしているんですけどね。その辺は、そうはならなかったんでしょうか。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私にも答弁を求められていましたので、基本的なことから含めてお答えいたします。

今、小菅議員が農業振興計画を一定評価しつつ、いろいろとご提案いただいているのは感謝をいたします。先ほどの数値目標も含めて、設定できるものならしたいんですが、例えば自給率、これは完全に把握できなければ自給率とわかりません。国の自給率もカロリーベースで出されていまして、本当にあれがいいのかどうかという議論もあるので、それと同じような仕組みで、市でやろうと思っても実際数値がないんですが、やったところで意味があるかどうかということがあるので、もう少し外側の資料で農業者がどれだけふえられるとかそういうことでおさめてます。

それと、所得も、確かに年収500万、600万とか設定できればいいんですが、現時点でやはりそこまで行くような目標設定ができるような計画には成りがたいという、そういう観点です。これは市がどうのこうのじゃなしに、当事者全部入っていただいて、本当に熱心にご議論いただいていますので、その中で出てきたものということで、ご了解をいただきたいというふうに考えております。

以上、基本的なところ、そこのすれ違いのある中で、確かに理想的を求めていただければ今ご質問していただいているようなことは出てきますが、とっかかりから言っていますように今まで市独自の農業の計画はなかったわけです。農政は本当に今大変な状況です。

その中で、ないよりはあったほうがいだろうと、絵に描いたもちになるのは困るんですが絵に描いたもちもなかったわけです。まず絵を描こうと、少しでも事業をやっていこうということで、新しい年度に予算もつけさせていただいていますし、農業者からも期待をいただいていますので、そこから着実に進めていきたい計画という前提でご理解をいただいた上で、ご提案を賜れば幸いと考えています。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、少し話を進めたいと思うんですけど、市長言われたように絵に描いたもちにならないように、推進と検証の関係ですね、これも若干ほかの議員の質問もありましたが、振興計画では実行性を高めるために計画の進行委員会を設置して推進するとされていますが、改めてどのような委員会を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） この委員会につきましては、仮称でございますけれど、農業振興計画進行委員会なるものを設けまして、振興計画の実現に向けての進行管理を行う委員会とすることを考えております。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 幾つかお聞きしたいんですけど、さっきから言ってますように市全体の振興計画が重要課題の1つと位置づけるならば、これは農業のみならず市全体の課題でもありますので、その委員会は、例えば農業者なり農業団体、行政、あるいは場合によっては関連企業、消費者も含め、学識経験者も含め、そういうふうな構成で、ぜひ設置すべきやと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 委員の構成につきましては、今議員もおっしゃいましたように、農業者あるいは農業団体、消費者、またはそこに行政のほうも参画を願いまして、約10名程度で構成することを考えております。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） つけ加えて言いますと、さっき市長が言われましたように、絵に描いたもちにならないように、この検討委員会、進行委員会やったかな、大事な機関になると思いますので、具体的な委員会の動きですね。私は、いわゆる農業振興計画に基づく事業の推進について検証するなり、その身に立って市に意見なり提言なりができる、場

合によっては、これは条例に基づく委員会でもないのかもわからないですけども、そういうことを含めた一定権限を持った委員会にすることが必要だと思いますし、同時に、実施状況を定期的に市民に公表するのも含めて、そういう性格の委員会が必要やと思うんですけど、そういう方向で考えておられるのかどうかですね。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） この委員会につきましては、適正な運用の管理や農業情勢に適応した見直しなどの評価、改善機能を担うものでございまして、市に対して積極的に意見の提言ができる委員会を設置する予定でございます。また、この委員会の内容につきましては、公開で行うことといたしまして、協議内容につきましても広く市民の方に公表をしていく予定でございます。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） おおむねその方向で検討されるということですね、わかりました。

あと、若干の確認的質問なんですけども。これもずっと他の議員の皆さんから質問があったわけなんですけども、リーディングプロジェクトの2の、集落への補助の地域農業マスタープランの作成、それと青年就農給付金の補助ですね。今回、農業振興計画策定後—策定後—というか、策定がなくてもこれは実施するのかな—になるわけではありますが、これ国の事業として先ほど来いろいろな議論ありましたが、この地域農業マスタープランは、国は、この4月か6月に策定が求められている。その策定によって青年就農給付金になるという一体のものという国の方向なんですけども、これ具体的にそう簡単に進むわけなんですか。4月、6月にマスタープランの作成が義務づけられているように聞いているんですけど。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 当初のスケジュール的な中には6月ということが記載してあったと思いますけれど、詳細がまだまだわかっておりませんので、その点につきましては十分にまだ決まっておらないというように考えております。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） そうなんでしょうけど、どこかに書いていたんでしょうかね、説明のときに聞いたのかな。今後、各集落か団体で約50団体と協議されますわね。それは、そうすると、具体的に40、50とかなり大きいですが、当然各集落で独自議論にな

るんですけども、当然行政も参加されますわね。ではないんですか。

それとして、要するに40か50の集落なりと協議して、その総体として市のマスタープランが出るんですね。そうすると、かなり遅れるんじゃないですか。それがちょっとお聞きしたかったので。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご心配いただいているとおりで、先般の河野議員の代表質問でも触れていただきましたけども、去年に方向は出されているんですが、実際細部が全然詰まっています。深刻な事態だと思っています。あの際にもお答えしましたように、個別所得保証が先に走ってばらばらになっている、それを何とか。もうこれは個別所得保証のとき、私もそのときから言っていましたけど、せつかくの集約化が崩壊するのではないかと。現にそうってきているので、それをとめようということが出てきていますが、結構いろんな優遇措置が出てます。ですから、その財源の問題と、優遇措置であるがゆえに、今もご質問がありましたように、各集落地域と言って実際は集落で考えようとしているんですが、その集落の単位をどうするかもありますし、そう簡単に集落で話し合ってもらって農業を転換しようとする人とそうでない人が分かれるとはとても思えません。ですから、作業も膨大ですし、中身の詰まりもかなり不安を持っています。それが全部詰まった中で、野洲市としてのプランとしてまとめよということですから、地域の方にご理解いただいどこまで展望を持っていただけるのか、市が入って済むものではありませんので、個々の人の営農の展望ですとか土地に対する思いですとかということがありますから、大事な施策だとは思いますが大変な困難が予想されるのではないかというふうに懸念をしております。まだ基本的なことが全部詰まってない状況です。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） そういう状況ですので、大変やと思いますけど、適切に進められるよう求めておきます。

次の3点目に、後期高齢者医療保険の保険料についてお聞きしたいと思います。2月16日に広域連合の議会が開催されまして、平成24年度と25年度の保険料、9.9%値上げですね。平均5,569円ですか、可決されまして、これによりまして1人当たりの平均保険料が年間6万1,618円になっています。新聞にも報道されておりましたが、これまでの剰余金の活用や財政安定化基金の取り崩しで値上げ率を一定控えたとされていますが、しかし、これも介護保険同様、そもそも制度として保険料が高くなる仕組みにな

っていますよね。だから、根本的には、この間3年前の衆議院選挙でも大きな争点にもなりましたが、この制度を廃止するのか、しないのか、そういう根本問題が言われているわけではありますが、しかし、現実この制度がありますので、今言いたいのは、現時点では県なり市町の自治体の独自の努力もそうやと思うんですね。そこでなんです、今回滋賀県の後期高齢者医療の保険料は全国的にかなり高いですね。まだ全部は出そろっておりましたが、これも新聞報道されておりましたが、来年、再来年の保険料ですね。宮崎県が10.7%の値上げらしいですわ。東京都が10.3%の値上げ、3番目に滋賀県10.2%値上げ、そういう状況なんですね。ですから、そういう意味で、現時点での言いたいことは、先ほど言いましたように、高い保険料を抑えるために一定剰余金とか財政安定化基金の取り崩しだと言われておりますが、それ以外に保険料に転化されている基金の拠出金なり、保険の事業費等の負担を、これも保険料に跳ね返らないように一般財源で賄う努力をして保険料を下げるとか、こういうことも考えなあかんと思うんですけど、そういうのは考えておられるんでしょうかね。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 考えてません。なぜ考えていないかと言いますと、そもそも今の後期高齢者の保険制度、ご承知のように22年4月から始まっています。始まってすぐに政権交代がありまして、この制度を廃止するということでした。私は今の制度が完璧だとは思ってませんが、始まったばかりの制度を廃止することはすごく危険だという考え方をずっと表明してました。国でも、新しい案を4案示しながら検討されてました。そのときにも私は意見を出してたんですが、4案で、現行制度は比較はされてませんでした。4案を見てみたら、現行制度のほうがいいわけです。結果的に、新しい制度はできてません。しばらく継続するということです。まず、費用負担ですけれども、一般財源からおっしゃるんですけども、国・県・市入れて、いわゆる公費が5割出てます。この保険制度自体で、それとあと若い世代の支援、若い人たちがこの後期高齢者医療に、今の若い人たちの保険制度からお金が出ています、これが4割。実際75歳以上の方が窓口負担は1割。これは窓口負担じゃなしに、今の保険全体の運営の構成が後期5割、そして若い世代が4割、今ここが大変なんです。そして当事者は1割なんです、そういう制度なんです。今回、滋賀県の値上げはなぜ高いのか。先般、後期高齢者制度の議会で懸念を表明し、何人かの市長さんも出席されていたんで、何が争点だったかと言うと、今回、9%強、10%弱になります。議会で言いましたから、ここでも、私は今皆さんから選んでいただいて議

員になっていますからご報告しますと、2億600万財源が足りないのに、政治的に10%切ろうという動きがあって料金が算定されてます。これは絶対やってはいかんことだと言ったんですが、懸念を表明したのに、もう議案が出されてしまったので、きちんと議論した上で通さざるを得ませんでした。10%を無理して切るとかそういうことじゃなしに、それをやると、私どもの独自でやっている国民健康保険の信頼性がなくなります。今、滋賀県のは足りない中で走っています。県に要望すると言いながら。いろんな努力をして2億600万落とさんとだめなんです。ただ、この情報開示をするかしないかが重要だったので、私とか彦根の獅山市長とかが意見を言いました。

これ、なぜそうなったかと言いますと、前回の改定るとき政権が交代して、保険制度を廃止するので基金を全部つぶしなさいという国からの指示が出ています。これも、そのとき私は指摘したんですが、余り皆さん方気がついておられなくて、広域連合から正式にクレームを出させました。政治主導の政権であるのに、厚生労働省の一課長から、将来はこの保険制度が廃止されるので安定化基金を全部つぶせという通知が、公文が出ているんです。滋賀県は、それにしたがって全部つぶしてます。ですから、前回の値上げは、滋賀県は全国から比べてかなり低いんです。今回、その基金がからからになっている。新たに、安定化基金は一定積み増さんとだめですから基金を積み増しました、皆さん持ち寄って。こういうことがあって、滋賀県の値上げ率が高くなっています。当然です。前回低く抑えています。ほかの県は国の指示に単純に従わないで、基金を残しつつ一定つぶしてます。前回、値下げをせよという指導でした。今回、厚生労働省に広域連合から問い合わせさせたら、前やった指導はしないと。もう逃げているわけですね。こういう事実の上で、今保険制度ふらふらしているという状態で、滋賀県が高いのは前回低かったからという単純なことです。

以上、お答えといたします。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） 制度がふらふらしているというのは同感であります。私も2年前、国の指示によって基金取り崩しを多くやって保険料を一定抑えようというのは知っています。なんですけども、今回、市長が言われる政治的な配慮で保険料が決まったような感じのことを言われました。しかし、考え方によっては、県民の立場に立って若干抑えたということもあるかもわからないですね。ちょっと議論を詳しく知らないので論評できないんですけども。いずれにしましても、市長、先ほど説明されましたが、詳しく言っていた

だかなくても、一応この制度の仕組みは知っておりますので。しかし、介護保険と同様、当然給付費がふえて、もちろん高齢者の1割の分、患者負担を除いた残りのいわゆる被保険者の負担分、これは介護保険同様ふえるのは制度上避けられないことでして、高くなるのは今後も避けられない。そういう意味では、市長は、完璧ではないが、制度改善、部分改正でしたらええかなという考えか知りませんが、言っておられますが、やはり根本的にはこの制度はだめだと私は思っているわけなんですけど。

そういう意味では、これも厚労省の調査があるんですけども、昨年6月の時点で全国集計ですが、滞納者が28万人ですね。そのうち、1,972人が滞納で差し押さえまでされているんですね。ご承知のように、後期高齢者医療保険の保険料はたとえ収入がなくても保険料は課せられますので、そういうことでは、これらの層の人たちに対して差し押さえまでされている。滋賀県では議会で報告があったか広域連合の議会で報告があったか知りませんが、36人173万円、滋賀県広域連合でも差し押さえ処分しているわけですが、これは確認なんですけど、本市はその中に入ってますか、どうでしょうね。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（冨田久和君） 野洲市の滞納の状況でございますけれども、22年度には、滞納者は今現在4名おられまして、滞納額にしまして今現在ですと400円という少額でございます。そういったことで、うちのほうでは差し押さえというようなことはございません。

○議長（田中良隆君） 小菅議員。

○14番（小菅六雄君） もちろん、差し押さえがあったら大変やと思うんですけど。資格証明書もないですね。

私は、制度的欠陥といいますか、基本的には3年前の共産党もそうでしたけど民主党も後期高齢者を廃止して新たな保険制度をとということだったんですけども、そういう方向が今でも求められているとは思うんですけども、将来的に維持できると思って今の制度が、先ほど少し言われましたが、本当に将来的にもこの制度が維持できると思っているのかどうか、維持するならば何か改善点とかをお持ちなのかどうか、場合によっては廃止をやはり求めなければならないと思っておられるのか、その辺もう一度確認したいと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私、先ほど申し上げましたように、保険制度というのは完璧な制度はございません。決して滞納があっていいということではないのですが、生活困窮の方

でどうしても滞納が出てくる場合がある、軽減措置とかいろいろ措置はしていますけれども、生活の事情によっては収入が途絶えるとか、病気になられて一切の収入がなくなるとか、75歳上の方でしたら就労ということは基本的にないと思いますけど、家族のそういうことであり得ると思っています。そのときに滞納をなくすというよりは、そこにいかにセーフティネットを張っていくかという措置をすべきであって、すべての人が納付できるような条件で保険というものをやっていけば、保険が成り立たないだろうと思っています。

それと、問題の根幹は何かといいますと、高齢者、この場合は75歳以上の方ですけども、絶対数がふえ続けてます。これ始まってまだ数年ですから、ふえ続けています。そして、その中での年齢構成が高齢化をしていっています。ということから、病気にかかる率が高くなっている。

滋賀県の医療費も年々ふえてまして、今、月平均大体100億円ですね、年間1,200億円を超えています。人数が140万強で、滋賀県の人口のほぼ1割の方が対象になります。この1,200万を140万で割ると、多分7万を超えていると思います。平均しますと、1人当たりの医療費が、すべての75歳以上の滋賀県内の高齢者の方の平均の月当たり7万を超えます、すごい金額です。若い方の就労の給料とかから考えても、7万数千円を皆さんが使っておられるという、この現実なわけですね。

ですから、これは制度とか構造の問題じゃなしに、絶対数がふえていって高齢化していったって罹病率が、病気にかかる率が高くなっていくという、この現実を直視しないといかんと思うんですね。だれが持つといっても、今でも5・4・1なわけですね。じゃ、国にもう6割持たすかどうかということにして、福祉と社会保障というのは、表は人間と人間の関係、サービスと人間の関係ですけど、裏は歴然とした経済学のあるいは財政学の世界です。現実を直視して問題解決しない限りだめでして、私としては、やはりそこをどうするか、もっともっと透明感を持たしていったらダメだと思っています。高齢者の中にも、いつも言ってますように、フローでの所得は低いけれどもストックでの所得を持っておられる方もいます。その公平感ももっと必要ですし、一方では、病気にかからないような対策、健康管理、そういった総合施策の中で、この保険制度を維持していかないといけないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中良隆君） 暫時、休憩いたします。再開は午後1時とします。

（午前11時52分 再開）

(午後 1時00分 再開)

○議長 (田中良隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長より発言を求められていますので、これを許します。

○環境経済部長 (山本利夫君) 失礼をします。

昨日の市木議員のご質問の中で、障がい者の法定雇用率につきましてご質問がございました。この中で、市木議員の算出されました雇用率31.7に対しまして、本市の場合58.8とお答えを申し上げたところでございますが、全社63社のうちには55人以下の事業社数29社は対象外となります。したがって、対象企業は34社となることから、達成している企業20社で58.8%とお答えを申し上げましたが、達成している企業20社の中に55人以下の企業8社が含まれておりました。こうしたことから、達成しております企業は12社となり、この結果、企業数は58.8と申し上げたところが35.3%であったこと、それと県の調査結果と変わらない数字であるとお答え申し上げましたが、なお差があるという点につきまして、訂正をさせていただきたいと思っております。また、非常に見にくい表であったことを、あわせてお詫び申し上げたいと思っております。

○議長 (田中良隆君) それでは、一般質問に入ります。

通告第9号、第12番、太田健一君。

○12番 (太田健一君) それでは、一般質問、大きく2点について質問したいと思います。

まず第1点目に、東日本大震災に係る財政措置等についてという項目で質問をしたいと思っております。現在の市内の避難所の数と場所等をお聞かせ願います。

○議長 (田中良隆君) 市民部長。

○市民部長 (中島宗七君) 避難所につきましては38カ所です。施設につきましては、小・中学校、高等学校、幼稚園、保育園を初め、コミュニティセンター、自治会館などを指定しております。

○議長 (田中良隆君) 太田議員。

○12番 (太田健一君) そのすべての避難所が現在耐震化できているのかどうかを、伺いたしたいと思います。

○議長 (田中良隆君) 市民部長。

○市民部長 (中島宗七君) 現在工事中の施設を除きまして、耐震化できていない施設につきましては、中主B&G海洋センター、野洲第一保育園、野洲第二保育園、三上保育園、

中主児童館です。中主児童館は地震災害時には使用不可としております。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 代表質問で野並議員が今回この質問に関しても質問されたんですけど、国のほうの東日本大震災に係わる財源措置等ということで、全国的に防災、減災事業にかかわる措置として、100%地方債を充当でき、元利償還金の80%または70%を基準財政需要額に参入することになっているということで、代表質問の答弁の中では、要するに耐震化にこのお金を借金して充てれるというのは現有施設のみということで、クリーンセンターだったり、こども園には適用できないというご答弁でして、内容に関しても、同じ建物の耐震、要は移転してそこを耐震するというのは制度上だめだというようなお答えだったんですけど、今お聞きしましたB&Gだったり、第一保育園、第二保育園等、何カ所かありますけど、その耐震化にこの制度を充ててすることはできないのですか。まず、それをお聞きしたいです。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 現在耐震化できていない施設で、中主B&G海洋センターでございますが、これにつきましては3次補正で新設されました緊急防災・減災事業を活用して耐震化をすべく、国のほうにはエントリーしております。しかしながら、24年度以降のこの事業に対する地方債の取り扱いがまだ決まっておられませんので、また、代表質問でもお答えしましたように、この事業の適用につきましては現有施設の耐震化でありまして、建てかえにつきましては対象外ということでございます。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） ということは、今、中主B&G以外の第一、第二とか三上とかすべて建てかえで、三上保育園も三上小学校の北館をつぶしてそちらのほうに建てかえということなんで、全部適用はできないということですか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 野洲第一、第二、あるいは三上の保育園につきましては、野洲市幼保一元化方針及び幼稚園・保育所施設整備計画に基づきまして、こども園としての建てかえを順次進めていきたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） はい、わかりました。

大きい1点目に関しては以上で、2点目が変わります。

2点目は、防災計画について質問したいと思います。6月議会から引き続き掘り下げて質問していきたいんですけど、まず県の防災計画が2月3日の時点で素案の一部修正というのがされて、県の検討委員会の中で承認がされたということで、現在委員会に諮問しているという段階だそうです。

その内容なんですけど、この素案の内容というのが、何度も私は言っていますが、原発からの撤退という根本問題というところには全く踏み込んでなくて、防災対策としても福井原発の4基の事故だけを想定して、最悪の事態というものへの対応となっていないというのが中身です。いろんな中身変更しているところはあるんですけど、防災対策を重点的に充実すべき地域を最大で43キロまでは拡大したものの、地域の指定は高島市と長浜市の一部という極めて部分的な限定的なものにもなっていますし、琵琶湖の汚染防止、こういったものにも踏み込んだものにはなっていない。根本に、基本に国の防災指針が出ればそれとの整合性を図るということとなっていて、福島原発事故以来、全国初という感じで売り出していることとは裏腹に、国の動向などに単に従属するものとなっているというのがこの素案の中身の現状です。

一番根本的な大きな問題というのは、これまでこの素案で検討された中で、原発の是非を問うということが全く欠けていたということが大きな問題だと思います。この委員会中の発言で、福井原発で放射能が漏れることはないとか、琵琶湖の1%が放射能で汚染されても水割りなら味もしないと、こういった暴言が出るような委員会、そういった中で、いまだに原発の安全神話にとらわれたままの内容となっているというのが今の現状の県の防災計画の見直しです。それに対して、市としてどのように受け止めておられるのか、見解を求めたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 今回の県の防災計画の見直しですが、国の防災指針の見直しによりまして、本県北部の長浜市と高島市がUPZ、緊急時防護措置準備区域に含まれることとなったことから、滋賀県地域防災計画の原子力災害対策編を23年度、24年度の2カ年間かけて見直されることとなっております。このたびの防災計画見直しについては至極当然のことと考えております。

見直しの状況ですが、ことしの1月31日に県からこの見直し概要が示されまして、9月議会でも答弁いたしました、災害の想定や情報の収集、連絡体制や市民への情報伝達、モニタリング体制、被災者の受け入れ体制などの検討項目について、考え方や方向性が示

されたものです。本市といたしましては、この計画に対して、避難体系イメージ図と広域避難の考え方で、市外避難所や市外での仮設住宅建設などの受け入れで、これらに係る具体的な市外避難所に指定する施設名、あるいは仮設住宅が建設可能な候補地等の把握や指定などが定められていないことから、野洲市の計画見直しにも関係いたしますので、具体的な考え方を示すように、県のほうへ意見、要望しているところでございます。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） ということは、私が今言いました最大の問題である原発の是非、滋賀県としては福井県に原発銀座を抱えて最悪の事態というものを想定して素案がされていないということに関しては、何も市からは問いかけていないということですか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 県の防災計画、基本的には国の防災指針に準じるものとなっておりますし、原発の是非をこの中に含むべきものではないと考えます。特に、エネルギー政策の中で、市民の生活なり、あるいは経済とか、そういった部分で原発をどうするかというのをもっと大きな視点での議論が必要ではないかなというように考えます。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 少し僕の言い方が悪かったかもしれないですけど、原発の是非を問うこと、それ以上というか、もっと大きなところで最悪の事態というものを想定した防災計画という意味で言っていますけど。

こちらのほうに京都新聞の3月6日の記事、皆さんも見られていると思いますが、敦賀原発にマグニチュード7.4の直下型地震が起きるおそれがあるというような記事が載っています。これは日本原子力発電敦賀原発1号、2号基の敷地を通る活断層、浦底断層は少なくとも全長35キロあり、マグニチュード7.4程度と、従来の想定の上2倍以上に当たるエネルギーの地震を起こす可能性が高いということが発表されたということが6日の記事のほうに載っています。

これは共産党が、これまで市議団がたびたびいろんな場で浦底断層に危険性があるということは指摘してきましたし、今年の夏に関西電力が節電のお願いということで来られたときに議員全員と懇談した際にも、これは関西電力の話ですけど、浦底断層というのがあるって過去にも地震が起きている、もう一度そういうことを調べ直したらということに関して、関電は、そういった史実は余り確かじゃない、起きる可能性はないというような発言までしてましたし、同じように日本原電もこういった調査が甘いということが指摘され

てます。京都新聞にもこうやって載るようになってきたわけですけど。本当に今あれだけの事故が起きている現状があるのに、電力会社というのが、まずそういった認識が全然欠けている。

少し前に、日本原電に対して共産党の議員団として申し入れがあったんですけど、そのときに日本原電は、いまだに地震が起きても大丈夫だと。その大丈夫という根拠は、どういう根拠にして大丈夫と言っているんですかという問いかけに対して、800ガル——ガルというのが地震の数値の大きさなんですけど——800ガルで想定していると。800ガルの地震が来ても大丈夫なようにつくってるので、問題ないと。でも、現実、東日本大震災だったり、新潟の震災のとき、2,000から3,000ガルという数値の地震が起きているわけなんです。じゃ、それ、この地震が起きたときにどうするんですかという問いかけに何も答えられない。また、想定外ということになることが見え見えですよ。電力会社も、そういったような現状です。

そういうことがあることをしっかり理解してもらって、本当に最悪の事態ということが起こり得るという想定ができますよね。そういうことを想定したということを、市としてまず認識すべきではないのかなという意味で問いかけているわけですけど、もう一度お願いします。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 今回の東日本大震災の福島原発の事故を見ましても、想定外のことが起こったというような報道がされました。想定外をなくすためには、確かに、おっしゃいますように、過去の歴史とか地盤とか活断層とかそういった部分を明らかにするとともに、安全性を公開で、さらに高めていくストレステストだけを通して再稼動というのは、だれしもご意見も認めておりませんので、一定の基準というのを国が示すべきではないかな、科学的な根拠を示すべきであると考えます。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 今、答弁の中にもありましたけど、ストレステストをしても再稼動は認められないと福井の地元の方も言われてますけど、4月に2つの原発も停止しますので、現状すべての原子力発電所がとまることになるんですけど、最大の防災計画、一番の防災計画というのは原発をやめることだと思うんですね。もう再稼動を許さないこと、どんなストレステストをしようが再稼動はしてはいけないということだと思うんですけどね。仮に、これを廃炉にするにしたらって10年、20年かかるわけですよ。そう考える

と、もう再稼働そのものをやめることだというふうに感じます。

であるんですけど、現実、そういった中で防災計画を進めていかななくてはならない。何度も質問してますけど、市の防災計画は来年度中に見直しを完成させるというようなことなんですけど、今、現実、県がつくっている素案の中でいろんな、公表もされてますけど、シミュレーションの中で、県内全域に放射能の影響があるということで、ヨウ素剤を配布する必要があるというような内容が盛り込まれてまして、まだ決定ではないみたいですけど県の意向としてはそういったものがあると。ということは、いずれその防災計画が決まり次第、野洲にもヨウ素が配布されるわけですね。

今現在、これは滋賀民報の記事で、ほかの他市との比較が全部載ってるんですけど、野洲市は放射能測定器もなし、防護服もなし、安定ヨウ素剤もなしと書いてますけど、ヨウ素剤に関しては今ないと、県から出されると。ということが、この先ヨウ素剤を主として取り扱っていかなければならないという現状ですけど、そのヨウ素材をどのように保管するのか、服用に当たってどのように考えていかなければならないのかというのを、今どんどん進めていかなければならないと思うんですけど、そこはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） ヨウ素剤のお尋ねでございますが、国の防災指針として示されております、室内退避やヨウ素剤の配備計画を必要とする区域であるPPAでございますが、おおむね50キロ以内の区域に本県の北部や北西部の市町が含まれることとなりますので、県のほうでは地域防災計画の見直しで、ヨウ素剤の配備計画など、医療及び防護資機材等の整備計画を24年度に予定されております。

特に、ヨウ素剤にかかわる質問ですが、放射性ヨウ素の被爆に対する安定ヨウ素剤の服用につきましては、甲状腺の被爆直前投与で約97%の摂取防止できるものの、被爆から6時間後では防止できないことや、あるいは40歳未満の方が服用の対象となりますし、特に新生児、乳幼児や妊婦の優先服用の必要があること、服用に関しましては専門的、技術的な知見を有する者の指導が必要であるということなど、通常の災害備蓄品と同列の保管がきかないものであると考えております。このようなことから、国と県が具体的な役割を調整していただき、制度が整備された段階で、速やかに市としても対応を考えていきたいと考えております。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） この安定ヨウ素剤ですけど、皆さんも余り詳しく、僕も全然詳しくはなかった、医者でもないので使うような機会もなかったんで、いろいろ聞いたりネットで調べたりとかもしてみたんですけど。要するに、簡単に言うと、悪性のヨウ素を体に取り込まないために、安定ヨウ素剤で甲状腺のところを飽和させて取り込まないようにするようなものだというふうに、僕はいろいろ見て認識したんですけど。それが、先ほどご答弁もありましたけど、40歳以上では効果がないと、妊婦さんだったり、乳幼児が優先的に行うべきだとかいうことも、こういう情報の中で知りました。

ただ、この安定ヨウ素剤は副作用もあると。劇薬だということで、医師の処方が必要だということなので、これからいろいろそういうことを検討されていくということですけど、市長とその件をこの間お話ししたときに言ってましたけど、置く場所、保管する場所というのが、各家庭においても、そういった劇薬で、指示がないと飲めない、有事の際にその指示をどうするのかとか。じゃ、病院に置いとくとかお店に置くとかした場合に、地震が起きて道が通れないのに、どのようにしてそこまでアクセスするのか。こういったものが、ヨウ素剤を使うことがいい悪いという根本のところはちょっと置いて、実際に野洲が保管しなければいけないとなったときに、効果のある使い方、飲み方をしないと、先ほどご答弁の中にありましたけど、直前に飲まないという意味がない。ネットで見たら、直前、直後と書いてましたけど。本当にそのとき飲まないという意味がないというものなので、そういった指令系統だったり、飲むタイミングをどうするのかとか、市民の皆さんがパニックにならないようなことを考えないといけないと思うんですね。実際に、今回の震災で、他の自治体等で、持っていたけど使わなかった、飲めという指示を出したけど、その後専門的なところから意見を聞いて、飲まなくてよかったと後で言って、子どもに飲ました親が文句を言ってきたりとか、こういうことが本当にたくさん起きている現状だと思うので。まだ、これ確定はしてませんが、今国・県のほうでそういったような動きがあるんで、やはりそういうことを想定して、しっかりと考えていってほしいと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、ヨウ素剤、ご心配いただきましてありがとうございます。

先般といいますか、さきの議会でも三和議員からもご質問あったときもお答えしたと思います。確かに、ないよりは備えておいたほうがいいのかもわかりませんが、ヨウ素剤というのはすごく限定的な使用しかできません。安易に、どこかに備蓄しといたらいいものではございません。水とか毛布と違いますから。ですから、きちっと体制が整った段階で

というふうに考えています。

それと、滋賀県のシミュレーションは独自のシミュレーションで尊重はしますけれども、部長がお答えしましたように、今の国の基準でいくと野洲でヨウ素剤に必要性というのは基本的にないわけですね。どうしてもという場合は、慎重に使うということで。今、太田議員おっしゃったように飲まないほうがいいわけですから、過度に反応して飲んでしまった後の問題もございますので、野洲におきましては、そのあたりも含めながら慎重に思っています。

確かに、今ご紹介になった記事を一般的に読まれると、野洲市は冷たいのではないか、市民の安全を配慮してないのかみたいになりますけども、真剣にヨウ素剤の使用を考えれば、むしろ現時点で使用危険があるものを税金で買って、国の支援もない中で装備するのがいいのかどうかということだと私は思いますので、あえて野洲市は胸を張って、そういう対応をしているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 市長のお考えは何度も聞いているので理解します。よそがやっているから横並びでやればいいのかという問題ではないと思うので、もちろんそうですけど。ただ、根本に僕が何度も言っているように、最悪の事態ということが想定されますよね。原発がもし仮にという、先ほどもこの記事にもありましたけど、地震が起きる可能性がある。そういうことを考えた上で、この防災計画なり、そういったものを検討していく必要性が根本に僕はあると思うので、細かいと言うたらあれですけど、このヨウ素剤だけの話ではなくて、すべて多岐にわたってなんですけど、そういった認識のもとで考えていってほしいと僕は思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私も同じ思いなんですけど、ただ今の日本では危機管理認識の基本が揺らいでいると思います。

これも宮城のことを言って申しわけないんですけど、先般ご質問いただいたときに私は、読売新聞に、中西準子さんという研究者、これは日本のリスクの大権威で女性の研究者のはしりでもあるんですが、かつて公害問題のときにも東大で後に沖縄に行った宇井純という研究者とペアになって、いろんなさまざまな科学リスクを市民の側に立って発言していた研究者です。その後、国の研究機関へ行きましたんで、いわゆる言葉はよくないんですけど、転向したのかと言われてましたが、決してそういう人ではございません。その方が

去年の後半に、読売新聞の聞き書きコラムですけど、十数回か何かやってまして、その2回目に、絶対安全はないということを書いてました。

最悪の場合を考えるとということで行けば、例えば横断歩道でも全部新幹線の京都駅みたいにゲートをしておいて、青信号と一緒にそのゲートをあける、そしてそれ以外のところには全部フェンスをすると。昨日の不幸な事故も、フェンスをしとつても入る人もいますけども、絶対安全というのはそういうことなんですね。でも、それはやはり社会システムとしてはあり得ない。

ただ、私は原発がいいとは思いませんし、安全対策は絶対必要なんですけど、世の中すべてをどこかで安全にしようと思うと、どこかで別の危険が起こるといって、そこをもう少し踏まえた上での対応をしないと社会システムが成り立たないのではないかと思いますので、そこがもっと日本の中で真剣に議論されて共通理解をされた上でないと、小手先対策だけをしてしまうと、無駄な経費と、逆に社会性悪がかかるのではないかなというふうに考えております。

これは野洲の防災計画だけでも、皆さん方と議論しながら、本当の安全とは何なのかというあたりも踏まえた上で計画をつくらせていただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 本当に、この問題は根本の大きな国のエネルギー政策だったり、そういうところら辺にもすべてかかわってくる問題なんで、簡単な答えというのはないのかもしれませんが。逆に、僕があんまりこうやってわいわい言ったら、じゃ太田議員は原発がとまって電気なくなったらどうするのという反問されるかなと。そこら辺は市長のほうが詳しいと思うので、自然エネルギーに変えるなりいろいろ考えなだめなんですけど。

ちょっと参考までに、僕はラグビー部やったんですけど、後輩がある会社をやってまして、今回1月18日に、要は除染の機械の搬入前の土壌調査という、サンプリング調査というのに仕事で行ってきたいんです。本当に現地へ、僕もまだ行ってないというか普通は行けないですけど、本当の被災地、禁止区域になっているところへ、彼らはそういう除染をするということに入りたいんですけど。本当に、まちがすごい状況やと。もう犬、猫しかいないと。廃墟みたい、余りこういう言い方は悪いですけど、ひどい状況になっていると。本人自身は原発推進派でもなくて、反対派でもない。だけど、やっぱりその現状を見て、ただ言えるのは、原発はこの世の中からなくなったほうがいいかなというふうに思ってるというようなことを言ってます。本当に放射能から出る直接接触るものは、

例えば本人たちが体についたものは防護服で防護できるけど、放射線は中を通して、中から放射線が、これが内部被曝ですね。ということで、その放射能の半減期というのが、短期間やったら数日ですけど、長期やったら2万5,000年という途方もないぐらいかかると。体内に取り込まれたものは自分の一生の中ではなくならない、自然界に降り注いだものも物すごい影響を与えるというような、こういった現状を見て、本当に想像しがたい光景で、言葉に詰まって、本当に地震は天災だけど放射能問題は人災だということを感じたということを書いてます。

というように、野洲の市内の僕たちみたいな、共産党としては原発はやめるべきだとはつきり書いてますが、そこまではならなくても、やっぱり原発はなくなってほしいなという思いを持っている人が市内にたくさんおられるので、そういったことも認識の中に入れておいてもらいたいと思います。この件に関してはもう以上です。

次の質問に入るんですけど、これも少し前、何月ぐらいか忘れましたが、災害弱者の要支援者名簿というのを23年度中に作成しているところだというお話を以前から聞いておりまして、もうすぐ本年度も終わりますけど、その進捗状況というのをお聞きしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） 現在、災害時要援護者避難支援システムの導入を進めているところでございまして、年度内には市の関係各課が持つ要援護対象者情報を名寄せした名簿作成ができる予定でございます。

これは、あくまで行政情報を集めた名簿のため、その後新年度に入り、地域ごとに要援護者本人の同意に基づいた名簿登録と個別支援計画の作成に取りかかり、随時必要な情報を加えた名簿にしていくこととなります。この新年度に着手する名簿づくりに当たっては、ご協力をお願いすることとなる民生委員や自治会長、また議員の皆様方にもご意見をいただきながら進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 順調に作成されておられるということですから、本当に課題はこれから、まずはこのシステムの構築ということができ上がったとして、その後このシステムは今までにはなかったもの、初めてですけど、これが生かされないと全く意味のないものになると思います。そこで、課題になる、ぶつかる問題というのが、先ほども言われておりましたが、本人の同意が要するところら辺ですね。

今回、後の質問にも絡むんですけど、僕は視覚障がい者協会の方々いろんな相談をされたこともありまして、例えば視覚障がい者、ほかにも障がい者はたくさんおられますけど、障がい者の方々はなるべく自分の存在を知られたくない、隠したいというのが心の中に現状あるんですね。なかなか僕自身が健常者なので、そういう立場の気持ちが本当にわかるかというところもあるかもしれないですけど、本当に知られたくないと思われている方が多いと。そういった方に個人情報保護の問題とかたくさんあるんですけど、そういう人たちの同意をもらって、そこで初めてこのシステムというのが生きてくると思いますので、そこら辺のこと、すごく難しい問題かもしれないですけど、安治とか近江富士などでは独自に、僕が住んでいるところなんかもやってるんですけど、理解してもらって、そういった方々に本当に何か起きたときのことを考えてもらって、教えてくださいということを、先ほど言われましたけど、僕も議員としてももちろん協力していきたいと思いますが、そういう大きな課題、そこが一番ネックだと思いますけど、やっていってほしいと思います。それに関して見解をお願いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） 今の災害時要援護者避難登録名簿への登録につきましては、議員おっしゃるように個人情報に深くかかわりますことから、なかなか進め方についても慎重に進めざるを得ないという点はございますが、広報などで周知によりまして、ご本人直接の登録の方法というのも今考えておりますし、または民生委員、児童委員さんから登録の声かけをしていただく方向で、大半のほうはそういった方法で進めて、それからそういった方に登録申請に必要な支援といいますか、そういったことも合わせてお願いをしていけたらなど、このように思っています。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） その登録のときに、視覚障がい者の方も言われてたんですけど、そういったものを仮に書くとして、書くときに見えないと、もちろん視覚の障がいがあるので書きたくても見えなくてできないとか、そういうような問題も起きてくると思うんです。そこら辺もまた考えてもらって、対応していってほしいと思います。

そこから話はずれますけど、視覚障がい者の件に関してなんですけど、そういった視覚障がい者の方々、どんなことを思っているのかという声をいろいろ聞いたんですね。聞くと、基本的に、実際に災害が起きたときに避難所にはなるべく行きたくない、行っても大変だと。この詳細に関しては次の質問にしますけど。なので、できれば自宅で避難した

いというようなことを望んでおられます。避難所に行く場合、そこまで行くのにも大変だし、行ってからの生活も大変なんで、いろんな問題があるんですけど自宅でなるべく待機したいと。なんですけど、そもそも自宅避難を望まれた場合に、よしとするのかどうかという判断はどのようにになりますか。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） 先ほど、登録の中で視覚障がいの方的手段ですけど、例えば支援者の方の代筆とか、直接こっちへ申し出ただいたら市のほうで対応するというようなことも考えております。

それから、今避難所に行きたくないとおっしゃいますけど、本来避難のための支援計画でございまして、本人の支援者の方を見つけていただいて、当然災害が発生した場合に、その支援者の方について、例えば指定された避難所へ移動していただくと。その手段として、こういう方法を今検討しておるところでございまして、ひとつその辺は確認をさせていただきたいと思います。

それから、あと自宅にいたいということですが、災害の規模なり内容によりまして、それでことが足りるのかどうかということがございまして、基本的に今回計画しておるのは、避難所へ行く手だてとして弱者の方に対する手だてを考えていると、こういうことでございましてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） わかりました。さまざまな災害ありますし、基本的に大きな災害があった場合に、避難の勧告は任意やけど、被害が大きくて避難指示が出たら避難命令ということなんで、強制的に皆さん避難所に入ってくださいというようなことですよ。でも、心情は、先ほど言ったように、どんな状況でもなるべく避難所へ行きたくないというようなことがあるんです。であるならば、本当に避難所での障がい者の対応ということをしっかり考えてあげて、そこをしっかり伝えてあげて、避難所に来られたほうが絶対安全ですよ、やっていきますよということをつくっていかなくちゃならないと思うんですね。そういった意味で、次の質問をさせていただきたいんですけど。

まず1点だけあるんですけど、視覚障がい者は盲導犬と一緒に来られる方がほとんどですね。その盲導犬が避難所に一緒に入ることになりますけど、これを以前、びわこハーネスの会という盲導犬が、平成19年かな、各自治体に申し入れを行ったときに野洲市にも申し入れをしたときに、盲導犬も一緒に入っているよという、そのときは口頭で確

認をもらったということなんやけど、それが今も生きてるのかどうかとか、実際にいいのかどうか分からないというふうに言われてたんですけど、そこら辺のところはどうでしょう。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） 視覚障がい者の方にとりまして盲導犬は歩行の支援の1つということで、必須のものと考えております。ただ、避難所の状況といたしますか、先ほどからおっしゃっていただいておりますように、いろんな障がいをお持ちの方が、恐らく行く行くは福祉避難所の指定をせんならんと思いますけれども、いろんな方がございますので、その条件に合うように個々に施設が対応できるかというのは、大変難しい問題かなと思っております。今後、福祉避難所の計画づくりをするわけですけれども、そういった動物が苦手な、当然避難者の中にはそういう方もありますし、例えば自閉症の方ですと個室みたいなものが必要だと思っておりますので、それはやっぱりその状況に応じて工夫をしていかざるを得んなどと思っております。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） おっしゃるとおりで、本当にさまざまな対応を考えなければいけないと思うんですけど。今言われたように動物が嫌いな方もおられるし、逆に言うたら避難所で子どもたちは犬を見たら寄ってきますよね、かわいい、かわいって。盲導犬というのは、そういうのにさわらせてはいけないということがありますから、そこら辺のこともやはり考えていかなければならないと思います。

次の質問になりますけど、現実には災害が起きましたと、今も言われたさまざまな問題が起きるということでしたけど、私も県の視覚障がい者センターに連絡をとって、その中の方から今回の震災でボランティア支援に行かれたという人に話を聞いたんですね。すごくたくさん問題が起きたということを知りました。避難所生活で視覚障がい者、今回は視覚障がい者に限定してお聞きしますが、一番の問題はトイレと言われておられました。ライフラインが途絶えているので水洗じゃなくてひしゃくですよ、テレビでも皆さんもいろんな見られてると思っておりますけど、バケツの水をひしゃくで流すという行為が僕たち健常者なら当たり前前にできるんですけど、視覚障がい者はそのことができない、大変だということで、だれかに頼まなきゃいけないけど頼みにくいということで、トイレへ行くのを我慢すると、我慢するためには水を飲まない、水を飲まないイコールそれが重なって体調が悪くなって、さらに悪循環が起きるといふ。本当に、本人たちが、さっきも言いました

けど、障がいを持っているということで余りに知られたくないとかいう根本の問題はありますけど、遠慮してしまってトイレになかなか行けなくなってしまう。基本的な問題として、避難所の中を1人でうろうろ歩けないと、そういうこともあります。

ほかの問題としては、ボランティアの方々が行くんですけど、各避難所に受付窓口がありますよね。その受付窓口も有事の際は市の職員だけでは対応し切れないので、他の行政区だったり、いろんなボランティアの人たちが来てサポートをしてくれています。そこに視覚障がい者に対するボランティアの方が来て、今この避難所の中に視覚障がい者はどれくらいおられますか、だれがおられますかと聞いたときに、ほかからヘルプに来ているから受付の方も把握できない。そういうことが多々あって、これは岩手県に行かれたらいいんですけどね、支援ボランティアに。岩手県の中で視覚障がい者という方々は5,000人くらいおられると、そのうち確認できたのが170人くらいしかわからないということで、結局片っ端からまわって避難所の中に行って、おられますか、おられますかと聞いて、かなり努力されて何とかそのサポートができたということでした。本当に、そこが大変だと、把握できないという、その問題も言われておられました。

さらに、避難所で、要するに支援の手を、たくさん全国から来られますよね、皆さんのサポートが。その支援の手が届かないという問題。今のこともそうですけど、例えばお医者さん来ました、誰かいませんかと言ったときに、障がい者の方は、そういうお医者さんが明日来ますとか、何月何日来ますとか、さまざまな情報が掲示板に張り出されますよね。そういったものは障がい者は見えませんよね。根本に、あんまり自分は障がいを持っているとか知られたくない、控えて遠慮してるというところがあるんで、情報がもらえないまま、結局お医者さん来てくれたのに、具合悪くても診てもらえなくてということがたくさんあったということで、視覚障がい者自身への指導ということで入られたら、そういう情報があるので誰かに聞いてもらうとか、声、音でそういう情報を流すとか、そういう具体的なことになりますけど、そういったことも、現実こうやって行かれて、そういう問題があるということを知って僕もなるほどなと思いました。そういうことを今のうちに今回の震災を教訓にして考えていかなければならないというふうに思うので、そこら辺に関しての見解もお願いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） 今おっしゃっていただくように、避難所での生活というのは住みなれた自宅と違うわけですので、当然、特に視覚障がいの方にとっては

大変な生活になると。このようなことは当然でございますし、食事でありますとか、排泄などトイレの件もご指摘いただいたようなことで、大変ご苦勞いただくということになるかと思えます。ただ、それにつきましては、避難についての支援者も探していただくというのか、日ごろの生活の中でやはり支援者をお願いしていただいて、その支援者なり、今おっしゃっていたボランティアの方の支援が必ず必要になってくるなと思えます。

今、議員からいろいろと、災害で、特に視覚障がい者の困っておられるようなこと、具体的なこともお聞きしております、まさにそのとおりやと思えます。これについては、我々も次の福祉避難所の計画の中で、そういった配慮ができるのか、するとしたらどういう手だてがあるのかとか、その辺のことはこれからになるわけですがけれども、その辺で十分そういった先災事例を参考にしながら、きめ細かな対応ができるように計画づくりからいろんな方の意見を聞きながら、特に障がい者団体の方のそういう生の声も、あるいはボランティア活動された方の声も聞きながら、そういった計画づくりをしてまいりたいと、このように思えます。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） もう福祉避難所の話は何度も出て、最後の質問になるんですけど。

この福祉避難所に関しては12月議会でも三和議員が質問されておられましたね。今の答弁の中にもありましたけど、24年度から1年ぐらいをかけて、25年度には具体的な福祉避難所の指定に着手するというような12月議会の答弁だったんですけど、その25年度にできるような感じで今動いておられるということですよ。もちろん福祉避難所はすごく必要だと思いますし、計画どおり進めてもらいたいんですけど、これも現実的な問題として、課題として考えておかなければならないことがあると思うんですね。これはよく言われていることなのかもしれませんが、福祉避難所が仮に指定されて、そこに災害弱者が集まるとなった場合に、やはり障がいを持っているとか介護が必要な方々だけが避難所に集まると気持ち的にふさぎ込まれますよね。そうした人たちだけが集まってしまうたら暗くなって、元気出して頑張って乗り越えていこう、避難所での生活を頑張るといのが、精神的な面で落ちていってしまうという可能性があると思うんですね。こういうことも言われてますけど。とするならば、やはり障がい者の方と、そういった災害弱者の方と健常者の方々を別々にするために福祉避難所を今からつくるわけですが、なるべく隣り合わせで避難できるようなことを考えないといけないんじゃないかなと思うんです。

例えばですけど、例えば文化ホールに健常者、小ホールを福祉避難所にするとかね。そういうような施設の隣り合わせというのをすることによって、災害弱者だけがそこに集まって気持ち的に落ちていくということをフォローし合っていけると思うんですけど、そういう必要性を考えていかなければならないと思うんですけど、その件に関して見解をお願いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） 12月の議会でもお答えしましたように、平成24年度には福祉避難所を指定するための基準でありますとか、その運営計画等の策定に着手いたしまして、その後に福祉避難所となり得る施設等との協議を経て協定をしていきたいと、こういうスケジュールは変わってございません。

それと、今議員ご指摘のように、どういう避難所がいいのかということで、健常者と近くというご提案もいただきました。これについても、まだこれから福祉避難所はどうあるべきかというようなことも研究、調査して計画づくりしますので、いろんな例を参考にしながら、確かなものといえますか、絵に描いたもちになってはいけませんので、実効性のある避難所になるように、いろんな方の意見を聞きながら計画づくりに努めていきたいというように思います。

○議長（田中良隆君） 太田議員。

○12番（太田健一君） 大変な作業だと思いますけど、本当におっしゃられたとおり、絵に描いたもちにならないように、実際に使えるというか、機能する計画を、いろんな質問をさせてもらいましたけど、進めてもらいたいと思います。特に、災害弱者、目が見えない方とかというのは、自分自身も目は見えてますし、それを閉じて生活をしてみろとしたときに、過去にやったことあるんですけど、いろんなことが大変になるので、当たり前でできたことができないということがどんどん起きるので、そういった立場でまた考えていってほしいと、声もいっぱい聞いて進めていってほしいと思います。

以上です。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩します。再開は2時10分とします。

（午後1時54分 休憩）

（午後2時09分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10号、第17番、鈴木市朗君。

○ 17番（鈴木市朗君） 17番、鈴木でございます。これより一般質問入ります。

その前に、「雨ニモマケズ風ニモマケズ」という宮沢賢治さんの代表的な歌があります。この歌をどういう意味で私が申し上げているかということは、うちの今の市長が雨の日も風の日もいつでも自転車で毎日通っておられる、それが私は立派なもんやと。私らには到底まねができません。どういう心境でそういうようにされてるのか、ちょっと私には理解できませんのやけど、確かに立派でございます。

東日本大震災、あさつての2時46分で1年を迎えようとしております。今この震災のことを考えてみますと、我が国におきまして原子力というものの被害が今の福島原発で3度目だと思うわけですね。この原子力を発明したのが、湯川秀樹さんですね、1934年に中間子理論構想というのを発表されております。そして、また翌年の1935年には素粒子の相互作用を発表されております。要するに、これは核分裂によるエネルギーを湯川秀樹博士が発表したということでございます。この時代は、多分日中戦争のさなかだったと思っております。

私が、この福島原発で我が国において3度目の原子力による災害だと申し上げましたが、まず第1回目は1945年8月6日午前8時15分。米軍がリトルボーイという原子爆弾を広島に落としたのが、これが第1回目の原子力による災害でございます。このときの広島の死者は11万8,661人でございます。そして、引き続き長崎に原爆投下がされました。これが第2回目の原子力による我が国の被害でございます。そして、数年たった戦後、今この時期に、震災による津波の2次被害ということで原子力発電所の大きな事故につながってまいりました。広島に投下されたリトルボーイという原子爆弾は長さが3メートルで幅が78センチのわずかなものでございます。ただし、重さは50トンあります。B29による、エノラ・ゲイという名前の爆撃機で投下されております。

こうしたことを思うと、我々人類が原子力というものについてもっと深く考えていかなければならないという思いでございます。できるだけ早く代替エネルギーを開発し、人類による原子力は使わないというようなことに持っていけないものかなと私は思っております。

さて、前段を余り長くすると時間の都合もありますので、質問の本題に入らせていただきたいと思えます。

まず、「湖岸開発の運営これで良かったのか」というタイトルでございますが、平成12年から19年度までの飲食代を挙げてもらっております。そこで、私は平成22年6月2

4日の株主総会に出席しております。その後、まる栄さんという料理屋さんで懇親会がございました。これも私は出席しております。ただし、私は顔は出しました、6時過ぎには家へ帰っております。6月24日の6時といえば、まだ日も高く、真っ赤な時間帯でございます。それだけは先に言うときます。これは、私は議長として来賓として呼ばれて行ったことでございますので、まずここでご報告させていただきます。まず最初に、今申し上げました飲食代ですね、19年度から後は前回の質問のときにいただいております。そこで、政策部長の東郷さんにくれぐれもお願いでございますが、詳細にわたっての飲食代のご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） それでは、ご質問の平成12年度から19年度までの飲食代につきまして詳細にということでございますので、細かく説明をさせていただきたいと思っております。

飲食代につきましてですが、各年度の2回開催の取締役会と株主総会終了後に懇親会が開催されております。平成12年度につきましては、取締役会では8万140円と7万2,300円、株主総会が13万6,085円で、合計28万8,525円です。次に、13年度が、取締役会は6万8,235円と5万2,320円、株主総会が12万2,742円で、合計24万3,297円です。14年度が、取締役会が6万3,315円と5万7,407円、株主総会が13万9,755円で、合計26万477円。15年度が、取締役会が6万400円と7万9,050円、株主総会が11万4,765円で、合計25万4,215円。16年度が、取締役会7万8,650円と11万6,000円、株主総会が9万7,391円で、合計28万9,041円。17年度が、取締役会6万7,950円と8万3,920円、株主総会が9万3,618円で、合計24万5,498円。18年度が、取締役会9万7,412円と8万1,032円、株主総会が12万2,430円、合計30万874円でございます。19年度が、取締役会9万4,600円と10万1,482円、株主総会が11万7,537円、合計31万3,619円。合計しますと、総額で219万5,546円となります。

以上でございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議議員。

○17番（鈴木市朗君） ご報告ありがとうございました。

ちなみに、前回挙げていただいた中で、今の市長さんになられてから、こういうような

ことはいかんということで、平成22年の取締役会あるいは23年度において、こういうような株主総会での飲食は慎もうということをご提案されて、やっておられません。さまざまなことを私は聞いておりますが、こうした経緯の中で、市長が、これからこういうものの運営についてはよっぽど慎重に考えて、これは私たち市の唯一の第三セクターであるという、そういう意味合いのもとで発言をされたら、ある人が「おまえ、何言うてんねん」と言うて市長に食ってかかったということを私はある株主から聞いております。早く言えば、これは恫喝ですね。そうしたようなことで、これ運営されてるんですよ。例えば民間の場合ですと、株主総会でこういうようなことはまず考えられないです。そういうことについて、東郷部長、どう思われますか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ただいま申し上げました飲食費につきましては、会社経営上の必要性はある面では理解するところもあるんですけども、先ほど申し上げました金額面とか会社の経営状況を勘案しますと、好ましい支出方法とは言い難いというふうに思っております。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 平成23年度は、ほとんど今申し上げましたようにそういう支出はございません。これ、トータルすると325万9,296円の支出をしているわけですね。この湖岸開発の財政運営上から見ましても、決してこのようなことはできないと思うんですね。例えば、株主の配当、そうしたものにも影響が出てきているわけなんです。こういうような使途をやめれば、少しでも株主に還元できるんじゃないかなという思いがあるんですが、政策部長、どのようにお考えですか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 飲食費のほうを配当のほうに回せないかというような、端的に言いますとそういうご質問かと思っておりますけども、配当につきましては、その年度年度の純利益の関係がありますので、即配当に回せるかどうかは微妙なところがございまして、最低限、飲食費を最小限に抑えることによりまして、利益準備金のほうには回せるのではないかというふうに思っています。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） それでは、15年、16年の売上総利益と経常利益のバランスをお聞きいたします。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 売上総利益につきましては、平成15年度は4,566万4,453円、16年度の売上総利益は6,196万6,149円、差し引き1,630万1,696円の増収となっております。

次に、経常利益のほうですけれども、平成15年度は540万1,852円、平成16年度は167万3,046円ということで、差し引きしますと372万8,806円の減収となっております。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） なぜ15年、16年を尋ねたかと申しますのは、16年度の経常利益がどちらかと言えば減少傾向になってますね。その原因はどういうことなんですか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 平成16年度におきましては、日本振興株式会社のオートキャンプ事業のほうで撤退をした、15年度に撤退しておるんですけども、ことによりまして、管理業務収入のほうで消費税抜きで約1,277万円落ち込んだことが最大の要因と考えられます。平成16年、そのことによりまして、水資源機構の配慮によりまして、水資源機構のほうから委託事業が約840万円増加しておるんですが、差し引きしますと約400万円の収入減となっております。このことによりまして、利益が減少したものであるというふうに分析をしております。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） その前に。東郷部長、12月議会での、日本振興が湖岸開発株式会社に返済するのを部長は間違えて答弁されましたね。その辺の答弁の訂正を先されるほうがいいですよ。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 昨年の第7回定例会におきまして、鈴木議員の一般質問に対する日本振興株式会社の未収入金の返済方法の答弁の中で、日本振興は4万円を6年間返済に充てられ、未収入金の残高は1,176万円であるというふうに答弁をさせていただきましたが、顧問の税理士さんに確認をしましたところ、答弁に誤りがございまして、お詫びして、ここで訂正をさせていただきます。

まず、日本振興株式会社が撤退された平成15年3月31日時点での未収入金は、消費税抜きになりますけれども、1,276万9,880円、税込みでは1,340万8,37

4円でございます。この返済に当たりましては、日本振興株式会社は、平成16年4月から平成16年8月までは月額3万9,500円、平成16年9月から平成21年12月までは月額4万円の返済をされました。ただし、この間で1カ月だけは未納となっております。この結果、返済金額の合計額は271万7,500円となりまして、平成21年12月時点の未収入金は1,069万874円でございます。

その後、前回もご答弁申し上げておりますように、平成21年12月25日には日本振興株式会社が保有しておりました湖岸開発株式会社の株式の実質的な無償譲渡、それとオートキャンプ場関連施設の無償譲渡が行われまして、未収入金の処理が完了したところでございます。

以上、訂正とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 平成15年、16年というのは、12月議会でも質問させていただきましたが、有限会社ウインドベルズという会社を立ち上げられて、湖岸開発株式会社の井狩正生専務が代表取締役になっておられます。そして、その息子さんの井狩辰也さん、井狩直也さんも取締役就任されております。このウインドベルズのキャンプ場運営に伴う収支、これはどのような形になってるのか、ただいま部長から報告がありました15年、16年の売上総利益、また経常利益の中に組み込まれておるのか。それと、内部留保資金がどれだけ積み込まれているのか。

というのは、前回の質問の中では、配当金がゼロゼロということは、内部留保資金を積み立てるために配当をゼロにしたというような回答をいただいておりますが、15年、16年のウインドベルズですね、これオートキャンプ場の運営を全部任されてるわけなんですよ、日本振興からね。ということでしょう。だから、その収支は湖岸開発から完全に切り離して会社を設立されているわけですから、当然この会社としての収支が伴うはずですね。その収支はいかようになっているのか、その辺を、部長さん、お願いできますか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） まず、もう一点お詫びを申し上げなければならないんですけど、昨年の第7回定例会で、私の答弁の中で、湖岸開発株式会社がオートキャンプ場を直営化した時期を平成16年8月からと申し上げましたんですけども、こちらのほうも税理士さんのほうに確認をしましたところ、平成16年4月から直営としたというふうなことでございましたので、お詫びを申し上げ、訂正をしたいと思います。

そこで、ウインドベルズの収支関係でございますが、日本振興株式会社がオートキャンプ場の運営から撤退して以降、日本振興株式会社からオートキャンプ場の施設を借り受けることによりまして、平成15年4月から平成16年3月までの間、ウインドベルズはその運営を行ってこられたと聞いております。市が直接関与すべき法人ではなくて、今ご質問の経営上の情報に当たるというふうに考えられるんですけども、関係者の方に確認し、同意を得て、知り得た情報の範囲内でお答えをしたいと思います。

1年間の売上高は約2,190万円で、平成15年度1年間の純利益は約35万円。そして、平成16年4月から同年7月31日までの解散処理に要する経費等がその後発生しまして、最終的には若干の赤字決算となったというふうに聞いております。なお、湖岸開発株式会社のほうへは、ウインドベルズからは、その15年度の間で水道光熱費とか電気保安管理費で300万円余りが実費で納付されております。

以上です。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 私は小さな商売ですけど、私も商売をしております。2,190万ですね、これだけの売り上げがあるわけなんです。普通、これは第三セクターやから半官半民でそんな利益はもともと考えておられないとは思いますが、やっぱり経費を引いて2割5分は残ってくるんですね。通常、そうした場合に純利益が35万というのは、どう見ても不審に思いますね。会社の抹消登記にしたかて、そんな金かかるわけじゃございませんね。自分ででもしよならできますよ、抹消登記なんて、簡単なことですよ。こういう点について、部長、どう思われますか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 先ほども申し上げましたように、私のほうで知り得た情報の範囲内でお答えをさせていただきましたので、その詳細のほうは承知をいたしておりませんので、よろしく願い申し上げます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 私は一般常識的なことを申し上げておりますので、その辺だけは真意をお汲み取りいただきたいと思います。

この間の内部留保金は、どういう形になってますか。この15年、16年と、ウインドベルズも合わせて。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 合わせてとは。ウインドベルズだけでですか。

○17番（鈴木市朗君） いやいや、ウインドベルズと湖岸開発と別々に。

○政策調整部長（東郷達雄君） まずウインドベルズの内部留保といいますか、35万円は繰越利益剰余金扱いされてます。いわゆる、内部留保と考えていただいて結構だと思います。

湖岸開発のほうは、繰越利益剰余金としまして、平成15年度で536万7,000円余りとなっているようでございます。

そしたら、当期末処分利益だけを申し上げます。もう一度申し上げます。平成15年度は620万7,035円、平成16年度は427万1,748円でございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） これは内部留保資金として積み立てたものか、それはどうなんですか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ちょっと手持ちに貸借対照表等がございませんので、最終的な積立額は今手元にごいません。申しわけございません。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 私が、商売してたら最低経費を引いて2割5分の利益があるということは申し上げましたが、この棚卸表を見てもと、物の仕入れが、例えば売店で販売される物の仕入れ、そしてまた自販機で展開される物の仕入れ、そうしたものに仕入れ単価が高いがために利益率が減っていくという、そういうようなことを私は棚卸を見て感じたわけなんです、そういうことはどういふように思われますか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 私の知る範囲で申し上げますと、売店の自動販売機の飲み物とかの購入が少し、一定の業者さんから買っているというような状況もございますし、また一方で、オートキャンプ場の外国製の備品があるんですけども、それはもともと原価が高うございます。そういったことです。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） いずれにしたかて、棚卸を見てたらそういうことが、物が多々一般小売的なもので仕入れられてるといふものが見受けられますので、これからの運営に関しては、やはり仕入れといふものはもっと厳しくしていかなければ、とてもじゃないが

利益を生み出すということは、まず不可能だと思います。これは参考として申し上げておきます。

次に、ウインドベルズの資本金300万円、1口5万円の株の持ち分はどういうようになっていますか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） ウインドベルズの資本金でございますが、関係者に確認をさせていただきましたところ、出資者は取締役3人ございまして、代表取締役が40口で200万円、そのほか取締役が2名おられますが、おのおの10口で50万円ずつと聞いております。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） そうすると、出資者に対しての配当というのは、この35万の利益外で配当をされてたということはどうなんですか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 先ほども申し上げましたように、ウインドベルズの関係でございますので、私のほうではそこまで知る余地がないということで、ご了解いただきたいと思います。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 一応黒字という形で展開をされておりますので、当然出資者にはそれなりの配当があつてしかるべきものだと私は思います。ウインドベルズに関しては、内部留保資金というのは積み立てておらないわけですからね。そうでしょう。そやから、いずれにしたかて、これは私の所見で物を申しておりますので、誤解のないようにしてくださいよ。やはり利益があれば、どこの企業でも配当というのが当然出てくるわけですから、それだけは。これも私の所見です。

次に、ウインドベルズの代表取締役と湖岸開発株式会社専務との給与関係は、どういうようになっていますか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 湖岸開発株式会社の専務取締役に確認しましたところ、ウインドベルズから給与、いわゆる報酬の支払いはなかったというように聞いております。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 先に、通告書がまちまちになりますが、オフィスの環境ですね、

これはどうですか。適切にオフィス環境として整理できてましたでしょうか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 2階フロアの部分のご質問のようでございます。環境面という面では清掃が行き届いていなかった、以前は行き届いていなかったというように見受けられます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） これは、市の職員さんに通告なしで、その2階のオフィスの写真を撮りに行ってもらいました。このときの写真がこれでございます。大きく映りませんか、こんなんでは。どうですか。もっと大きく、こうか。これが通告なしのオフィスの状況です。もっと下も、これがそうですね。もう一枚、これがそうですね。

このようなオフィス環境のもとで、本来の仕事が適切に行われるんでしょうかね。これは私物化されていると言うても過言じゃないですね。ミカン箱が置いたり、このオフィスは一体何ですか。私の事務所も大概ずんたらですけど、ここまではなってないです。来てもらったらわかりますが。

そして、今度は通告を受けて写真を撮りに行ってもらったら、このような状況です。ほら、床も光ってますよ。物が片づいてるでしょう。こういうような状況なんです。こういうような状況を見ても、いかに、この会社の実態がわかってきますね。本当に業績のええ企業なら、まずこんなことはあり得ないです。そういうことについて、どう思われますか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 私もその現場のほうへ行かさせていただきましたんですけども、湖岸開発の管理棟の2階につきましては、階段を上がったところにフリースペースがございまして、左右に、事務室と書かれた部屋と、何も看板が上がっていない、いわゆる宿直室とおっしゃいましたんですけど、その2室があるようでございます。確かに、清掃が行き届いていないところが以前あったようでございますけども、事務室も現在は使用されていない、宿直室もゴールデンウィークの宿直のときに主に使っているというふう聞いております。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 東郷部長、現実が現実なんですよ、こうしてね、きちっと。現実が現実ですから、やっぱりオフィスとしては不適切やったということぐらいは、あなた言うてもいいでしょう。どうなんですか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 本来のオフィスは1階にございますので、2階は、繰り返しになりますけれども、使っていないということの情報しか入っておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） そしたら、どうしてこのように整理、通告して行ったときにこうして整理されるんですか。このまま堂々としてたらよろしいやん、通告したときにも。その辺がおかしいと思うんですよ、あなたも知ってるでしょう。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 清掃された経緯は余り詳しくわからないですけども、確かに、以前別の職員が行った段階では、かなりいろいろなものが放置されておったという状況を鑑みて清掃をされたと思います。

もう一点、先ほど申し上げましたように、事務室というのがございまして、そちらのほうは以前は湖岸開発株式会社が使っていた事務室でございまして、1階のほうは日本振興株が使っておったというふうに聞いております。事務室としてまだまだ使えますので、あるいは応接室的にも使えますので、環境を良くして、利活用をもっと図って欲しいというふうなことは申し上げておきました。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） この写真を見たら、これロッカーは開いたままですよ。それで、中に書類がいっぱい入ってます。そして、入り切らん書類が前へどろっと落ちてます。そして、ここに電話がありますね、こういう形なんです。ロッカーに書類が入ってるんですよ、きちっと。こういう状況やということだけは、私のほうから報告をしておきます。

次に、平成15年、16年当時の社員の社会保険についてお尋ねをいたします。どのようになっておりましたか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 平成15年度の湖岸開発株式会社の社会保険料は、途中加入でございましたんですけども、社員1名分で、事業所負担が13万3,830円。平成16年度の社会保険料は、社員2人で、事業所負担分83万9,555円となっているようでございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） パートの方はどうなっておりますか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 社会保険につきましては正社員あるいは役員だけにとどまっております。パートはございません。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） そうすると、平成15年、16年に正生さんの息子さんか正社員で2年間おられますね。こういう方の扱いというのはどうだったんですか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 平成16年から雇用しておられます社員の1人につきましては、平成16年7月に社会保険に加入されまして、翌月8月から保険料納付をされておると。最終の納付時期は平成18年3月のようでございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 今申し上げました方は、平成18年3月で退職されておるということは、これでわかっております。

そこで、次に退職金の関係に入りますが、建設業退職金制度及び中小企業退職金制度、このパートさん、社員さんの実態はどうなんですか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） まず、建設業退職金共済の加入者が4名おられます。この共済は出勤ごとの証紙貼付方式で、1日当たり310円の証紙を貼付すると、張るということになっております。加入者の内訳は正社員が1名、パート社員が3名でございます。

また、中小企業退職金共済への加入者は2名おられまして、1人当たりの掛け金が月額1万円で、これは事業所負担となっております。平成19年1月から加入されておられません。加入者の内訳は正社員が1名、パート社員が1名でございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） パートさんの建設業退職金制度及び中小企業退職金制度は証紙で張られておる、1日320円だと私は記憶しておりますが。

あと、社員さんとパートさんという、その辺の会社負担1万円というのは、これは社員もパートさんも同じ額ということですね。こういうことはどうなんですか、社員もパートさんも同等扱いされていいんでしょうかね。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 中小企業退職金共済のほうのご質問だと思いますが、私の知る範囲では、事業所負担1万円を納めているということのようになっている、制度上そうなっているようでございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 私が今お聞きしてるのは、正社員1万円、パートさん1万円という、その会社負担の額を言うてるんですよ。それが正当なものなのかということ。やはり正社員とパートさんというのは、おのずと責任感も違うわけですからね。その辺はどうなんですかということをお尋ねしてます。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 中小企業退職金共済の一定の制度上の負担でございますので、正当な処理をされておられると思います。パート、正社員にかかわらず金額は定まっておるというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） じゃ、次に移ります。

これは共通資料で質問するということを通告しておりますので。湖岸開発のこのコピーのカウンターを見ますと、ある時期になって、ぐっとふえておる時期があるんですよ。あなたもこの同じ資料を持っておられるので、これはどういう原因なのか説明していただけますか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 資料を鈴木議員のほうに事前提供すると同時に、その内容をお聞きしておりましたところ、9月ぐらいから10月までの間ぐらいで、かなり使用量がふえておるといようなことを聞いております。その原因といいますか、原因に直接なるかどうかわかりませんが、政治活動団体の使用があったようで、そちらのほうから、これは平成21年10月30日に、その使用料としまして1万8,000円が納付をされております。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 第三セクターの備品を政治活動団体に使用していいものか、その辺の見解はどうなんですか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 金額的には、一応その使った枚数を若干超える納付がご

ございましたので、それは良しとしましても、いわゆる私用の部分で会社のコピー機を使われることにつきましては余り好ましい方法とは言えないと思っております。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） そういう部分については、今後において注意されたんですか。どうなんですか。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 平成21年度のことでございますので、それ以降のそういった使用はないようでございます。

○17番（鈴木市朗君） 注意したのか、してへんのか。

○政策調整部長（東郷達雄君） 特段、こちらのほうから指示はさせてもらっておりませんけども、その後そのような使用はないということを聞いておりますので、指示はさせていただかなかったということです。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 申し上げたいことは、湖岸開発に関してはいろいろとございます。第三セクターですので、もう少し透明性を持って運営していただきたいと思えます。

前段に私も申し上げましたが、私が平成23年6月20日、とりあえず議長ということで、来賓で株主総会に出席させていただいて、あと懇親会、これは私も出ました。でも、私は6時には家へ帰ってます、日が明るいうちに、これではいかんということを思っています。ですから、今回こういうことを質問してるんです。全部、これ、私が持ってる資料は使われた領収証ですよ。こんだけあるんですよ。これもね、地域振興のために中主町内の料理屋さんを全部回っておられるのならいいですよ。偏ってますよ。ある1カ所のところでは十何回とかね、全部偏ってますよ。中主町内にはこういう飲食関係のお店がどれだけあるかわかりませんが、やはり地域振興のために、こういう催しをされるのであれば、満遍に差別なく利用されるのが地域振興のために役立つんじゃないかなという思いをしております。

ほんまに、ようこれ領収証を全部挙げてきてもうてコピーしてるんですが、こんだけあるんですよ。今後こういうことについては、うちの市長も厳格な方ですから、こういうことはやめておきましょうということもおっしゃってますので。また私の任期中、思い出したときにでも、もう一度質問をさせてもらおうと思えます。よろしく願います。

次に、契約審査会についてお尋ねをしたいと思えます。

契約審査会は、入札に関する事項を協議、入札参加を決定する機関と承知しております。直近の入札で、篠原小学校の管理業務を行っていた設計業者が、落札することはともかく別にして、失態を起こした業者が直近の入札に参加することに市民の理解を得られるものじゃないというように思います。今後、すべての契約審査会がかかわる問題として認識していかなければなりませんね。こういうようなことが直近の入札であるわけですけど、その辺は、総務部長。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 野洲市建設工事等契約審査会についての鈴木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

野洲市建設工事等契約審査会では、市の建設事業の円滑な執行を図ることを目的にしまして、指名業者の決定など契約の適正な締結について必要な事項を定めております。ご質問の篠原小学校校舎改築建築主体工事の管理業者については、このとき既に指名回避2カ月を実施し対応を終えているというふうなことでございます。一定期間の対応を行った後の入札参加はやむを得なく、審査会の判断は適切であったというふうには考えております。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 2カ月の指名停止というのは、あっても、のうても、どうしてもええというような期間ですね。その後、事業がなかったら2カ月ぐらいじきに済むわけですよ。三上小学校の設計ミス、強度計算の間違いとかが、そういうものでありましたね。その業者は1年間謹慎するということで本人から申し出て、1年間参加してませんね。それと同時に、この市内の設計業者に対して、この今の入札にどのような声かけをされたんですか。市内の設計業者に、例えば分庁舎の関係とかそういうものでも。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 先ほど鈴木議員がおっしゃいました、指名停止ではございません、指名回避というふうな形であります。指名停止になりますと行政処分になりますので、あくまでも今回は行政処分ではなく、指名を回避したというふうな形になっております。なお、もし今回裁判等どこら辺の訴訟となった場合については、改めて指名停止。指名停止基準でいきますと、粗雑な行為があった場合というふうなことで3カ月というふうになっておりますので、それが指名停止、行政処分となります。今回は指名回避をしたと、処分ではないので、その点申し上げておきます。

また、今回、分庁舎の指名を行ったとき、入札に関しましては、このときはもう1月3

1日となっておりますので、指名回避の日が昨年10月25日から昨年12月24日までとなっておりますので、この分庁舎のときには既に指名回避時期は終わっているというふうなことで、そのままこの業者についても指名を行っておるといふふうなことでございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 市内の設計業者は何社入れたんですか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 2社でございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 2社選択された理由はどういうことですか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 今、2社を選択した理由というのが手持ちでございませんで、また後ほどご報告させていただきます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 総務部長たる者がそんなことでは困ります。

時間ないから早口で言いますよ。まず、篠原小学校の管理業務のときに、コンクリ打設のときに、当然バイブレーターを入れますね。そしたら、バイブレーターが抜けなかったんですよ。御存じですか。柱にバイブレーターを入れますやん、抜けなかったんですよ。そのときに、この管理業者は何をしてたんですか。市内の設計業者が、コンクリ打設やというので、そのとき現場を見に行きよりました。バイブレーターを突っ込みよったかて、型枠と鉄筋のかぶりが少なかったために、バイブレーターが抜けなかったんですよ。だから、コンクリのポンプ車でバイブレーターを引き上げてもらったんですよ。そういうような現状が起きとるんですよ。この設計監理してる業者は、その現状を見て、どういうように判断したんですか。それで、今この分庁舎の設計にもかかわってますね。市内に、大方8社か10社ほど設計事務所がありますね。どうして声がかからない業者、これはどういうことなんですか。こっちで各設計事務所に点数をつけておられるんですか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 点数等はつけておりません。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） どうして参加させなかったんですか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 今回、分庁舎の改修工事の設計業務委託におきましては、建築関係建設コンサルタントの建築一般を希望し、電気、機械を登録している市内業者の一級建築事務所、申しわけございません、3社ですね。市内は3社です。及び、滋賀県の建築関係コンサルタント、建築設計の順位表により、電気、機械の資格を持つ、大津を含む湖南地区に事務所のある6社を合わせた、9社を指名したというふうなことでございます。あくまで、主たる改修の項目は電気、機械というふうなことになっておりましたので、電気、機械を登録している市内一級建築事務所3社に限らせていただきました。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） わかりました。

契約審査会というのは、管理職ばかりがメンバーですね。10何人おられます。契約審査会というのは、そのメンバーが集まってきちっとした審査をされているのか、持ち回りで決裁されているのか。

だから、私が思うのには、管理職は残業手当ないんですよ。仕事が終わって、契約審査会を開いたらいいわけなんです。持ち回りの決裁もあるというようなことを思うわけですが、どうなんですか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 契約審査会は、当然、副市長をトップといたしまして、あと部長においてやっております。現在、副市長はおられませんので、7名の部長というふうなことで構成をしております。契約審査会においては、持ち回りではなく、3週間に1度会議を開いて、その内容等の審査をしているというふうな状況です。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 持ち回りはされてないわけですね、持ち回り決裁というのは。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 今年度における持ち回りはなかったと。今までは、どうしても急なときについては持ち回りでの決裁等というのはあったと思いますけども、今年度においてはございません。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） そうような経緯もあるわけですね。

たちまち、この小さな工事でも、犬小屋ですね、あれ何ですか。300万ですよ、あ

れ。これ、環境設計がやっていますね。どうして、あのスラブの位置を、ああして変更したんですか。どうして、これは環境設計になったんですか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 環境設計になったというふうなことは随意契約であの設計を行っているんですけども、平成22年11月に環境設計に随意契約で発注しております。少額であったというふうなことと、プラス、この庁舎の改修に際しまして、環境設計が改修を行っております。電気また水道等の配線等、そこら辺も熟知しているということで、随意契約を行ったものでございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 50万円以下は随意契約できる、それは私も知っています。当然あの程度の建物やったら二級でもできますね、市内には二級の建築士さんもおられます。平成22年に少額やから随意契約したと、この建物をやったから、電気の配線とか。そんなことは別なんです。当然、別ですよ。そんなもの竣工図面がちゃんとあるでしょう。竣工図面に基づいて設計業者が設計しよれば、それでいいだけのことですやん。竣工図面はないんですか。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） この建物の竣工図面というのはございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） それでしたら、考え方は一緒ですやん。竣工図面があったら、違う建築士さんが請け負われても、竣工図面を見れば一目瞭然に、水道にしたかて、上下水にしたかてできるわけです。その辺の考え方はどうなんですか。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今初めてお聞きすることも幾つかあって、通告からここへ来るとは思ってませんでしたけども、順番に入札制度は改善をしてるつもりです。業者選定も一切ルールどおりとやってるんですが。

きょうも、朝、幹部に全部訓示をいたしました。基本的には、先般のご迷惑をおかけした消防署、防災センターの発注です。単純なミスなんですけども、その影響は大きいですし、その単純なミスを犯す原点は、やはりきちっとした制度感覚ですとか熱心さが無いということなんです。

犬小屋も、私の責任ではあるんですけども、経過を聞いて初めてわかりました。幾つか

問題があります。早くから設計したのも、これも交付金が得られるというので、どうも少額ですけれども交付金の中に入れてたので、そのときに設計費を入れてたみたいです。早く設計をしていたと。そして、建ち上がったら、天井、屋根がスラブなので、施工業者からアドバイスをもらって、こんなにも要りませんよというアドバイスだったらしいです。そうかということで、とめて、施工業者のアドバイスに基づいてやりかけようとしたところで、幸い市内の設計業者さん等からご意見をいただいて、とめたらしいです。これもとんでもないことでして、設計どおりやらんとだめです。万が一設計を変えるのであれば、施工業者のアドバイスで現場でやるようなものではありませんので、もう一度設計に戻ってやらない限り。

前後しますけど、この建物は建築確認が要らない建物ではあるんですが、要らないからといって、それは制度上の問題であって、安全とかいろいろ考えますと、当然設計を発注している限りは設計に戻さんとだめです。そこで問題がありますし、なぜああいう設計になったかも私は不明だったんで、私が聞いても、そんな天井をスラブにする必要はないわけです、高さとか構造も。なぜそうなったかと言うと、旧中主町役場にあったのと同じものをつくってくれと言うて、頼んだと。これは、それを聞いてわかったんですね。やっぱり300万ぐらいになるものだったら、もう少し慎重にやらないといけないんですが、職員は忙しかったのかノウハウがなかったのか。ノウハウがなかったら相談できるようになってるんですけども、要するに昔風です。子どもと一緒に、これ見たら同じものが欲しいということであって。それではだめでして、本来、仮の犬を預かっている小屋で、ずっと置いておくわけと違います。だから、もっと形が変わってもいいわけで、機能から発想したらいいんですが、単純に右から左で同じものを注文したと。

今度、業者の選定も、私も疑問がわかったのは、今総務部長がちょっと言いましたように、庁舎の一角につくるので、この庁舎の耐震設計をやった業者に随契をしたと。これも単純でして、物からしたら、もう二級でも一級でも市内の方にもっと機能的に言ってやればいだけなんですけど、物も右から左、そしてから設計業者も右から左というところに、これは問題があります。

それと、坪単価が100万ぐらいしてます。これも確かに高いんですが、犬小屋のさくですとか、これが特注だからということなんですけど、これは私も積算を聞いて、結構小屋代だけで100万を超えてますから、それを除算すると、通常の建築物としてはそれなりなものだと思うんですが。本当に、だから、その小屋も旧の中主町役場のものと一緒でい

いのかどうかも検討が要るんですが。とにかく単純に物事が動いているということが、今回この小さな犬小屋で問題になってますが、これもわかった時点で職員には指示をします。ただ、ここまで来てますので、致し方がないと思いますので善後策ということです。

きょうの訓示には含みませんでしたけども、本当に幾つか問題点があつて、だれもチェックしてないと。職員は職員に言いわけがあると思うんですが、税金で仕事をさせてもらってることへのそういう貴重さ、熱心さがないという典型の1つだと思ってます。

それと、もとに戻りますが、業者の選定はルールどおりで、私は一切触れてません。最終的にも触れてません。私になったときに、最後に出すのを見ますかと担当課長が来ました。私はそんな見ませんと、当たり前ですけども。前の雰囲気では、そういうことがあつたと思います。だから、その物差しが適正かどうかはもう一度精査しんとだめですが、物差しをまず精度を高めたら、あとは自動的にきちっと説明責任がつくような形で発注が動いていると思いますが、まだやっぱりもう少し思い込み、さっきの典型的な昔ルールがまだ少し残ってますので、一層の改善と透明化を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） なぜ私が小さな犬小屋のことを申し上げるかということは、あんな小さなものでもまともにできへんのかな、そんなもん大きいことができるかい。それから、消防署のああいう何十億というのでも、ああいう失態を起こさんなんらのや。そやろうな。小さな、あんなものでも、あれは幾日かかってんねん。あんなもん、天井高を高くしたり低くしたり、今日ら、かわいそうにスラブ打ってらんのか、雨の中。

だから、あんな小さなものでもこんなことをしてんのやさかいに、そんなもん大きなことやったら、ほんまに。もうそれ以上言わへんけんどな。よっぽど心して、これからかかってくれるのか、その決意を伺うわ。

○議長（田中良隆君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 今回のこの犬小屋に関しましてもそうですし、本日、市長訓示がありましたこともそうでございます。こうした反省点を踏まえまして、やはり市民のサービス、そこら辺が一番というふうに考えまして、また市民からいただいておる税を使わせていただいているということが一番に念頭に置きまして、執行には努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 今回、私が一番最後ということで、皆さんせんどされておられますので早いこと切り上げようと思いますが、湖岸開発の件、あるいは契約審査会の件、それぞれ、皆さん方におかれましては、野洲市民5万何百人の付託にこたえるという、そういう姿勢、それにこたえて福祉の向上、さまざまな部分で頑張っていたきたい。

市長、最後に言うときですが、どういうつもりで雨の日も風の日も自転車で通勤されるのや、ちょっとその辺、私らに教えてください。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） お答えをいたします。

ご評価いただいているのか、何かあきれられているのか、ようわかりませんが。理由は単純に3つです。きょうも自転車で来ましたが、何も褒めてもらおうと思って来たわけではございません。できるだけ駐車を市民の皆さん方に使っていただくということで、ちょっとでもスペースを使いたいと、空けたいという、それと。

1つは、やはりエネルギーの削減で、自転車ですと、今ちょっと余ってる電動自転車に乗ってますけども、充電してないときもありますので、可能な限り自転車でというのが1つと。

30数年、同じように、雨が降っても雪が降っても自宅から駅まで行ってましたので、習性という、この3つの理由でそうさせていただいてます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 私も、ある大雨の日に駐輪場で市長に出会いました。そのときに、市長はカッパを着ようとしてたところを、私が出会ったもので「市長、何ですのや、こんな雨の日に」と言うたら、「いや、私は毎日こうですよ」というようなことを私は聞きまして、「ああ、なるほど、立派なもんやな」と思った。

代表質問でも、それぞれの会派の方が、もう1回、2回とやってくれというような要請もありました。私も、このような市長やったら、やはりもう1回、2回、3回、4回と頑張っ、市民の付託にこたえられるように、1日も早く立候補の表明をしていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（田中良隆君） 以上で、通告による一般質問を終了いたしました。

本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。明10日から25日までの16日間は休会といたしたいと思います。  
これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、明10日から25日までの16日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る3月26日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。(午後3時21分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年3月9日

野洲市議会議長                    田 中 良 隆

署 名 議 員                    田 中 孝 嗣

署 名 議 員                    三 和 郁 子